

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和8年2月26日（木）

午前9時から

場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第13号 きらら交流館再整備事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について（シティ）
- 2 議案第14号 きらら交流館再整備事業（電気設備工事）請負契約の締結について（シティ）

議案第13号及び議案第14号 総務文教常任委員会資料

きらら交流館再整備事業（建築主体・機械設備工事）及び

きらら交流館再整備事業（電気設備工事） 契約内容

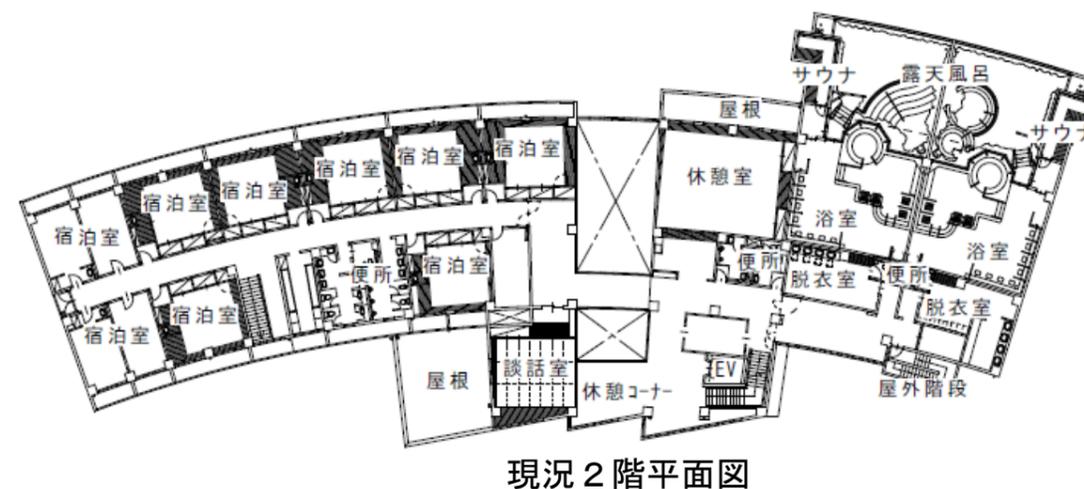
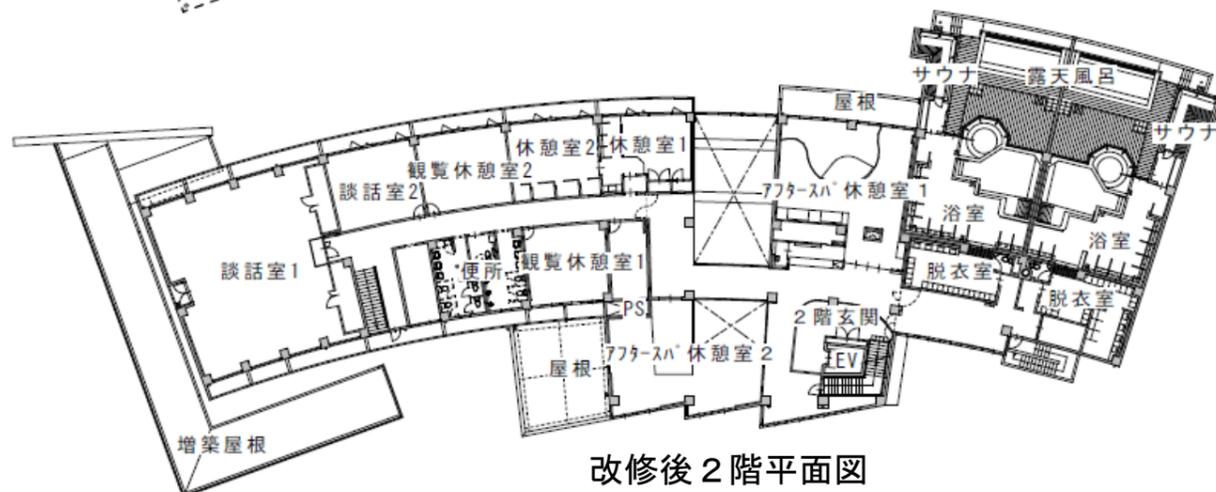
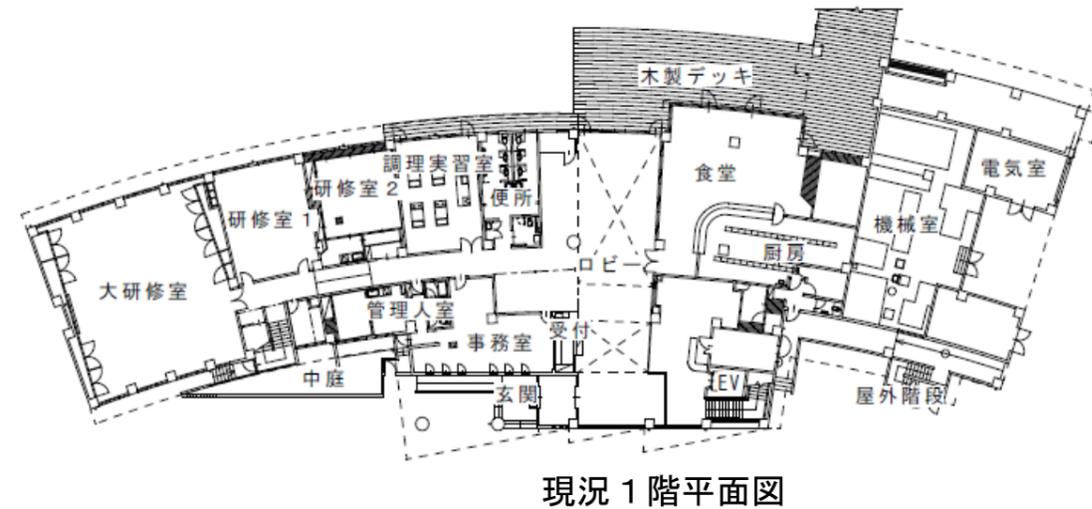
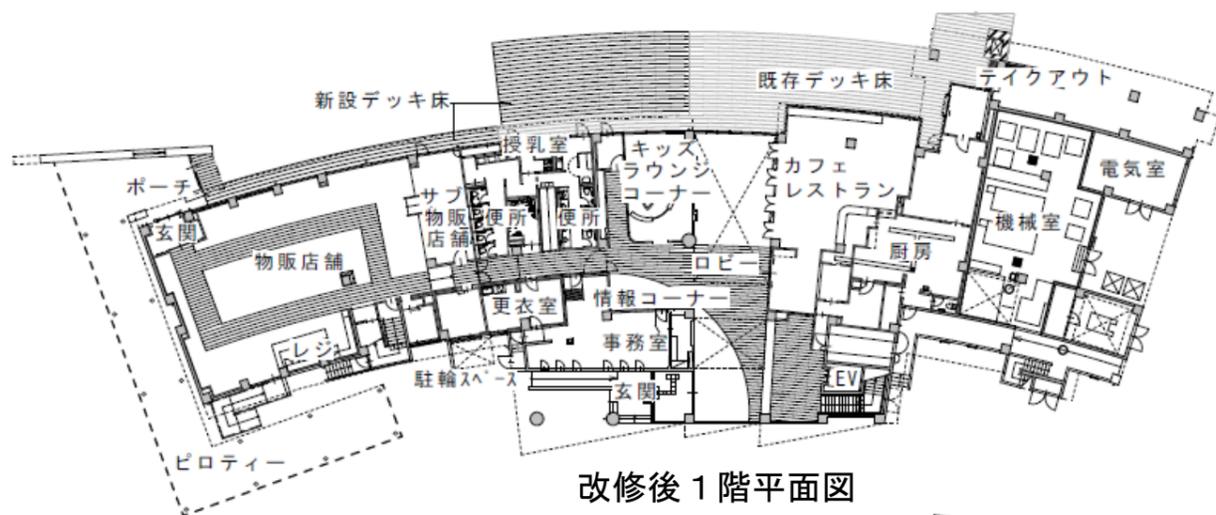
契約期間：契約締結後から令和9年5月21日まで

場 所：山陽小野田市大字小野田584番地9他 地内

概 要：建築面積 1,692.61㎡
延べ面積 2,764.28㎡

●主な工事内容

- ・ 建築主体工事（本体改修）
防水改修工事、外部改修工事、建具改修工事、内装改修工事、塗装改修工事、躯体改修工事、環境配慮改修工事、各種撤去工事
- ・ 建築主体工事（エントランス増築）
土木工事、杭工事、コンクリート工事、鉄骨工事、屋根工事、金属工事、建具工事、内外装工事、外構工事
- ・ 機械設備工事
衛生器具工事、給排水給湯工事、熱源循環・ろ過循環設備工事、浄化槽工事、空気調和・換気設備工事、各種撤去工事
- ・ 電気設備工事
電灯設備、動力設備、受変電設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、ほか



入札・見積結果情報閲覧



更新日: 2025/12/05

開札結果	落札者決定
年度	2025年度
工事名	きらら交流館再整備事業(建築主体・機械設備工事)
契約管理番号	2025000486
入札方式	公募型指名競争入札
工種	建築一式工事
落札方式	価格競争
工事場所	山陽小野田市 大字小野田584番地9他 地内
開札日時	2025/12/03 11:00:00
予定価格(税抜)	1,100,000,000円
基準評価値	
設計額又は見積額(税抜)	
調査基準価格/最低制限価格区分	最低制限価格
調査基準価格(税抜) /最低制限価格(税抜)	1,048,600,000円
条件1	指定しない
条件2	
添付ファイル	
課所名	監理室
備考	

※本画面上記載の金額は全て税抜きです。

※添付ファイルは必ず「保存」を選択し、ダウンロードした後に開いて下さい。

入札経過 (赤色で表示されているのは落札業者です。)

業者名	第1回	第2回	最終回	随意契約	摘要
	金額(税抜)	金額(税抜)	金額(税抜)	金額	
嶋田工業・アーステクノ特定建設工事 共同企業体	1,052,700,000				落札
ヘキムラ興業・かわさき特定建設工事共 同企業体	1,067,300,000				
長沢建設・池田工業特定建設工事共同 企業体	1,130,000,000				

指名状況

指名理由	山陽小野田市建設工事指名競争入札参加者指名基準による。		
業者番号	業者名	備考	

入札・見積結果情報閲覧



更新日: 2025/12/17

開札結果	落札者決定
年度	2025年度
工事名	きらら交流館再整備事業(電気設備工事)
契約管理番号	2025000485
入札方式	公募型指名競争入札
工種	電気工事
落札方式	価格競争
工事場所	山陽小野田市 大字小野田584番地9他 地内
開札日時	2025/12/03 09:33:00
予定価格(税抜)	266,800,000円
基準評価値	
設計額又は見積額(税抜)	
調査基準価格/最低制限価格区分	調査基準価格
調査基準価格(税抜) /最低制限価格(税抜)	252,900,000円
条件1	指定しない
条件2	
添付ファイル	
課所名	監理室
備考	

※本画面上記載の金額は全て税抜きです。

※添付ファイルは必ず「保存」を選択し、ダウンロードした後に開いて下さい。

入札経過 (赤色で表示されているのは落札業者です。)

業者名	第1回	第2回	最終回	随意契約	摘要
	金額(税抜)	金額(税抜)	金額(税抜)	金額	
中電工・富士産業共同企業体	252,000,000				落札
きらら交流館再整備事業(電気設備工 事)サンコウワ・くすのき電機製作所共同 企業体	252,000,000				
ドーテクノス・エム・ビー・オーシステム 特定建設工事共同企業体	281,000,000				

指名状況

指名理由	山陽小野田市建設工事指名競争入札参加者指名基準による。		
業者番号	業者名	備考	

くじ結果

順位	業者名称	くじ入力番 号	乱数値	くじ番号	入札書提出日時	応札順序	備考
1	中電工・富士産業共 同企業体	111	255	366	2025/12/02 10:52:03	0	
2	きらら交流館再整備 事業(電気設備工 事)サンコウワ・く すのき電機製作所共 同企業体	555	399	954	2025/12/02 13:59:51	1	
			合算数 1320			余り 0	

工事請負仮契約書

収入
印紙

1. 工事名称 きらら交流館再整備事業（建築主体・機械設備工事）
2. 工事場所 山陽小野田市大字小野田584番地9他 地内
3. 工期 本契約移行の日 から 令和 9年 5月21日 まで
4. 請負代金額 ¥1,157,970,000-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥105,270,000-

・内訳

次表左欄に掲げる各会計年度における請負代金の支払限度額は、同表右欄に掲げる金額とする。ただし、発注者は予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、受注者と協議して同表の支払限度額を変更することができる。

会計年度	支払限度額
令和7年度	¥463,100,000-(税込)
令和8年度	¥447,000,000-(税込)
令和9年度	¥247,870,000-(税込)

5. 契約保証金 要 ¥115,797,000-

6. 前払金 あり

・内訳

受注者は次表左欄に掲げる各会計年度において、同表右欄に掲げる前払金額を掲げる金額を請求できるものとする。

会計年度	支払限度額
令和7年度	¥463,100,000-(税込)
令和8年度	¥0-
令和9年度	¥0-

7. 部分払

令和7年度	なし
令和8年度	あり
令和9年度	あり

8. 解体工事に要する費用等
別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

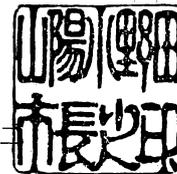
また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、この契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 7年 12月 15日

発注者

山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二



受注者

住 所 山陽小野田市 大字西高泊631番地の11

商号又は名称
氏 名 きらら交流館再整備事業（建築主体・機械設備）
嶋田工業・アーステクノ特定建設工事共同企業体
嶋田工業株式会社 代表取締役 松倉 晋一

別紙

1 解体工事に要する費用 金43,750,008円
 (受注者の見積金額……直接工事費)

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 金6,977,467円
 (受注者の見積金額……直接工事費(再資源化施設の受け入れ価格と再資源化施設までの運搬費を加えたもの))

3 分別解体等の方法 (建築物に係る新築工事等の場合)

工程ごとの作業内容及び解体等の方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	株式会社松本興産	山陽小野田市大字西高泊434-1
アスファルト・コンクリート塊	株式会社松本興産	山陽小野田市大字西高泊434-1
建設発生木材	株式会社ヒラタ	宇部市大字上宇部字上芋529

※ 受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

公共工事請負契約約款

山陽小野田市

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事の目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

- 第3条 受注者は、この契約を締結した日から5日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。変更契約を締結したときも同様とする。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
 - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金の額の10分の1以上としなければならない。
 - 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第49条の2第1項第3号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 6 請負代金の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。
 - 7 第1項の規定に基づく契約の保証は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事の目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための検査を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人等の通知)

第7条 受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において、発注者から当該第三者の商号又は名称その他必要な事項の通知を求められたときは、これを書面により発注者に通知しなければならない。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

3 発注者が、受注者が第1項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定

めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議をすること。
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾をすること。
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）をすること。
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、現場代理人を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

- 2 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）、同条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）、同条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐（以下「監理技術者補佐」という。）又は同法第26条の2に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を置いたときは、これらの者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）又は専門技術者を変更したときも同様とする。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金の額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の措置及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 6 現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 7 受注者が現場代理人を定めないときは、第3項に定める現場代理人の職務は、受注者が執行する。この場合において、第4項中「現場代理人」とあるのは「受注者」として

同項の規定を適用する。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査に合格しなかつた工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
 - 6 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
 - 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負

代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、又は取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者又は監督職員が改造、修補その他必要な措置を執ることを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者又は監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 発注者又は監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の施工部分を破壊させ、分解させ、

若しくは試験させて検査することができる。

3 前項に規定するほか、発注者又は監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の施工部分を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査を終了した日から14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 発注者は、前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、同項第4号又は第5号に該当することにより設計図書を変更することとなるとき（工事の目的物の変更を伴うこととなることを除く。）は、発注者は、受注者と協議してこれをしなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事の目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（著しく短い工期の禁止）

第23条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（請負代金の額の変更方法等）

第24条 請負代金の額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金の額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増額費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内でこの契約を締結した日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金の額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金の額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金の額から当該請求時の出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち、変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金の額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金の額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「この契約を締結した日」とあるのは「直前のこの条の規定に基づく請負代金の額の変更について請求があった日」として同項の規定を適用する。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金の額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金の額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金の額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金の額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金の額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、その執った措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事の目的物の引渡し前に、工事の目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第52条第1項の規定により付された保険(これに準ずるものを含む。以下同じ。))によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第52条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事の目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができる工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金の額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事の目的物に関する損害
損害を受けた工事の目的物に対する請負代金相当額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに対する請負代金相当額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事の目的物に対する償却費相当額を差し引いた額（以下この号において「償却費に係る損害額」という。）とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、当該修繕に要する費用の額が償却費に係る損害額より少額であるものについては、当該修繕に要する費用の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金の額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金の額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項の規定を適用する。

（請負代金の額の変更に代える設計図書の変更）

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金の額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知

しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(工事の完成検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の目的物を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の目的物を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査(以下「完成検査」という。)によって工事の完成を確認した後、受注者が工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事の目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事の目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が完成検査に合格しないときは、直ちに改造又は修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、当該改造又は修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の完成検査に合格したときは、請負代金支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な請負代金支払請求書を受領したときは、その日から起算して40日以内に請負代金を受注者に支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に完成検査を完了しないときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数(以下「遅延日数」という。)を、前項の期間(以下「支払期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡しを受ける前においても、工事の目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事の目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする法第2条第5項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、請負代金の額の10分の4以内とする。

2 受注者は、前項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金（以下「中間前払金」という。）の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、請負代金の額の10分の2以内とする。

3 受注者は、第1項及び第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ認定請求書を発注者に提出しなければならない。

5 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、所要の要件に該当するかどうかの認定をし、速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。

6 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して14日以内に前払金を受注者に支払わなければならない。

7 請負代金の額が著しく減額された場合において、第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額が減額後の請負代金の額の10分の6（第2項の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）を超えるときは、発注者は、当該請負代金の額を減額した日から30日以内に、受注者から第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額から当該請負代金の額の10分の6（第2項の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）に相当する額を差し引いて得た金額（以下この条において「超過額」という。）を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが第1項及び第2項の規定により支払った前払金（以下「前払金」という。）の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。

8 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年2.5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。

（前払金保証契約の変更）

第35条 受注者は、請負代金の額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 受注者は、前払金の額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代

わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用の制限等)

第36条 受注者は、前払金を契約書記載の工事の材料費、労務費、建設機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払いに充ててはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

2 発注者は、受注者が前払金を前項に定める経費以外の経費の支払いに充てたときは、期限を定めて、受注者から前払金の全部又は一部を返還させることができる。

3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。以下「工事の出来形部分等」という。）に対する請負代金相当額の10分の9に相当する額の範囲内において、発注者に対し、部分払金の支払いを請求することができる。ただし、この請求は工期中4回以内とし、月1回を超えてはならない。

2 受注者は、前項の規定により部分払金の支払いを請求しようとするときは、出来形検査申請書を発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により受注者から出来形検査申請書の提出を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の出来形部分等について検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分等を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の出来形部分等を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定により発注者から通知があつたときは、部分払金支払請求書を発注者に提出して部分払金の支払いを請求することができる。

6 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な部分払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して14日以内に部分払金を受注者に支払わなければならない。

7 第1項の規定により部分払金の支払いを請求することができる金額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の支払いを請求することができる金額

≦第1項の請負代金相当額×(9/10-前払金の額/請負代金の額)

- 8 第6項の規定により部分払金が支払われた後における2回目以後の部分払金の支払いを請求することができる金額は、前項の式により算定した金額から既に支払われた部分払金の額を差し引いて得た金額とする。
- 9 発注者は、第34条第7項又は第36条第2項の規定により受注者に対して前払金の返還を求めている場合において、当該返還を受ける前に部分払金の支払いをしようとするときは、当該部分払をすべき額から当該返還を受けるべき額を差し引いて得た金額を支払うことができる。この場合においては、発注者は、受注者にその旨を書面により通知しなければならない。

(部分引渡し)

第38条 第31条及び第32条の規定は、工事の目的物につき発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)の工事が完成した場合について準用する。この場合において、第31条の見出し、第1項及び第6項中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第31条第2項、第4項及び第6項中「工事の完成」とあるのは「指定部分に係る工事の完成」と、同条第2項、第4項及び第5項中「工事の目的物」とあるのは「指定部分に係る工事の目的物」と、同項及び第32条の見出し及び第2項中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定において準用する第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に対する請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定において準用する第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

=指定部分に対する請負代金相当額×(1-前払金の額/請負代金の額)

(前払金等の不払に対する工事中止)

第39条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は前条において準用する第32条の規定に基づく支払いを遅延し、かつ、受注者が相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第40条 発注者は、引き渡された工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適

合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第41条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第43条又は第43条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に工事を完成しないとき又は工期を経過した後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。
- (4) 主任技術者（監理技術者を置かなければならない場合にあつては、監理技術者）を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイか

らホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第43条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が第1号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 受注者が第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 受注者又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第44条 第42条各号又は第43条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第42条又は第43条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金の額が2分の1以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、当該中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後6月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第47条 第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第48条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、工事の出来形部分等を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた工事の出来形部分等に対する請負代金相当額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分等を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の出来形部分等を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条、第43条、第43条の2又は第49条の2第1項第3号の規定によるときにあっては前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の工事の出来形部分等の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は工事の出来形部分等の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等についてはこの契約の解除が第42条、第43条、第43条の2又は第49条の2第1項第3号

の規定によるときは発注者が定め、第41条、第45条又は第46条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(相殺)

第48条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

- 3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

(発注者の損害賠償請求等)

第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事の目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第42条又は第43条の規定により、工事の目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 前項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

- 3 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、完成期日の翌日から工事を完成する日までの期間の日数に応じ、請負代金の額（工事の出来形部分があるときは、当該出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額）に年3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(発注者の違約金請求等)

第49条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(1) 第42条又は第43条の規定により工事の目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事の目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

(3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。

イ 受注者について破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人

ロ 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人

ハ 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人

2 前項第1号及び第2号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

3 第1項の場合（第43条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（不正行為に伴う損害の賠償）

第49条の3 受注者は、この契約に関して、第43条の2各号のいずれかに該当するときは、請負代金の額の10分の2に相当する金額を賠償金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第43条の2第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要であると認めるとき。

2 発注者は、前項の契約に係る損害の額が同項の請負代金の額の10分の2に相当する金額を超えるときは、受注者に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

3 前2項の規定は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

4 発注者は、前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、共同連帯して第1項の責任を負うものとする。

（受注者の損害賠償請求等）

第50条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第45条又は第46条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の全部又は一部の支払いが遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から請負代金の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該請負代金の全部又は一部の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第51条 発注者は、引き渡された工事の目的物に関し、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意若しくは重大な過失により生じた場合には適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事の目的物の引渡しを受けた際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者が当該契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事の目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が当該支給材料又は当該指図が不相当であ

ることを知りながらその旨を通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第52条 受注者は、工事の目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により工事の目的物及び工事材料等を保険に付したときは、その証券を直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事の目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第53条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による山口県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が措置を執った後若しくは同条第5項の規定により発注者が措置を執った後又は発注者若しくは受注者が措置を執らずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第54条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(契約の費用)

第55条 この約款に特別の定めがあるもののほか、この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て受注者の負担とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第56条 契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第57条 この約款に定めのない事項については、山陽小野田市財務規則（平成17年山陽小野田市規則第52号）を適用し必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

特約条項

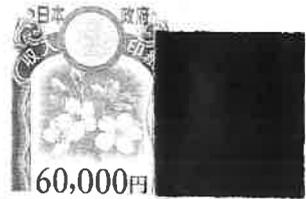


部分払を適用する。

この場合において、公共工事請負契約約款第34条第2項は適用しない。



工事請負仮契約書



1. 工事名称 きらら交流館再整備事業（電気設備工事）

2. 工事場所 山陽小野田市 大字小野田584番地9他 地内

3. 工期 本契約移行の日 から 令和 9年 5月21日 まで

4. 請負代金額 ¥277, 200, 000 -

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥25, 200, 000 -

・内訳

次表左欄に掲げる各会計年度における請負代金の支払限度額は、同表右欄に掲げる金額とする。
ただし、発注者は予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、受注者と協議して同表の支払限度額を変更することができる。

会計年度	支払限度額
令和7年度	¥110, 800, 000-(税込)
令和8年度	¥94, 800, 000-(税込)
令和9年度	¥71, 600, 000-(税込)

5. 契約保証金 要 ¥27, 720, 000 -

6. 前払金 あり

・内訳

受注者は次表左欄に掲げる各会計年度において、同表右欄に掲げる前払金額を掲げる金額を請求できるものとする。

会計年度	支払限度額
令和7年度	¥110, 800, 000-(税込)
令和8年度	¥0-
令和9年度	¥0-

7. 部分払

令和7年度	なし
令和8年度	あり
令和9年度	あり

8. 解体工事に要する費用等
別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、この契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 7年 12月 23日

発注者

山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛



受注者

住 所 山口県 山口市 大内千坊六丁目8番1号

商号又は名称 株式会社中電工 山口統括支社
氏 名 支社長 古西 哲哉

別 紙

1 解体工事に要する費用 50,000 円
 (受注者の見積金額……直接工事費)

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 8,500 円
 (受注者の見積金額……直接工事費(再資源化施設の受け入れ価格と再資源化施設までの運搬費を加えたもの))

3 分別解体等の方法(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

4. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	三共興産株式会社	山口県山陽小野田市大字千崎字小富山 10135-3

※ 受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

公共工事請負契約約款

山陽小野田市

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事の目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

第3条 受注者は、この契約を締結した日から5日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。変更契約を締結したときも同様とする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金の額の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第49条の2第1項第3号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

7 第1項の規定に基づく契約の保証は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させずてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事の目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための検査を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人等の通知)

第7条 受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において、発注者から当該第三者の商号又は名称その他必要な事項の通知を求められたときは、これを書面により発注者に通知しなければならない。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

3 発注者が、受注者が第1項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰(制裁金)として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定

めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議をすること。
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾をすること。
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）をすること。
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- （現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、現場代理人を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

- 2 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）、同条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）、同条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐（以下「監理技術者補佐」という。）又は同法第26条の2に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を置いたときは、これらの者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）又は専門技術者を変更したときも同様とする。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金の額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の措置及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 6 現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 7 受注者が現場代理人を定めないときは、第3項に定める現場代理人の職務は、受注者が執行する。この場合において、第4項中「現場代理人」とあるのは「受注者」として

同項の規定を適用する。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者がいるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査に合格しなかった工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
 - 6 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
 - 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負

代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、又は取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者又は監督職員が改造、修補その他必要な措置を執ることを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者又は監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 発注者又は監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の施工部分を破壊させ、分解させ、

若しくは試験させて検査することができる。

- 3 前項に規定するほか、発注者又は監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の施工部分を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査を終了した日から14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 発注者は、前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、同項第4号又は第5号に該当することにより設計図書を変更することとなるとき（工事の目的物の変更を伴うこととなる場合を除く。）は、発注者は、受注者と協議してこれをしなければならない。

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事の目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあつては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（著しく短い工期の禁止）

第23条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（請負代金の額の変更方法等）

第24条 請負代金の額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金の額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増額費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内でこの契約を締結した日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金の額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金の額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金の額から当該請求時の出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち、変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金の額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金の額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「この契約を締結した日」とあるのは「直前のこの条の規定に基づく請負代金の額の変更について請求があった日」として同項の規定を適用する。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金の額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金の額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金の額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金の額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金の額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、その執った措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事の目的物の引渡し前に、工事の目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第52条第1項の規定により付された保険(これに準ずるものを含む。以下同じ。)によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第52条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事の目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができる工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金の額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事の目的物に関する損害

損害を受けた工事の目的物に対する請負代金相当額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに対する請負代金相当額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事の目的物に対する償却費相当額を差し引いた額（以下この号において「償却費に係る損害額」という。）とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、当該修繕に要する費用の額が償却費に係る損害額より少額であるものについては、当該修繕に要する費用の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金の額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金の額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項の規定を適用する。

（請負代金の額の変更に代える設計図書の変更）

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金の額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知

しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(工事の完成検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の目的物を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の目的物を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査（以下「完成検査」という。）によって工事の完成を確認した後、受注者が工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事の目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事の目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が完成検査に合格しないときは、直ちに改造又は修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、当該改造又は修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。

第3項において同じ。）の完成検査に合格したときは、請負代金支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な請負代金支払請求書を受理したときは、その日から起算して40日以内に請負代金を受注者に支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に完成検査を完了しないときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「遅延日数」という。）を、前項の期間（以下「支払期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡しを受ける前においても、工事の目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事の目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする法第2条第5項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、請負代金の額の10分の4以内とする。

2 受注者は、前項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金（以下「中間前払金」という。）の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、請負代金の額の10分の2以内とする。

3 受注者は、第1項及び第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ認定請求書を発注者に提出しなければならない。

5 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、所要の要件に該当するかどうかの認定をし、速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。

6 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して14日以内に前払金を受注者に支払わなければならない。

7 請負代金の額が著しく減額された場合において、第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額が減額後の請負代金の額の10分の6（第2項の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）を超えるときは、発注者は、当該請負代金の額を減額した日から30日以内に、受注者から第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額から当該請負代金の額の10分の6（第2項の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）に相当する額を差し引いて得た金額（以下この条において「超過額」という。）を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが第1項及び第2項の規定により支払った前払金（以下「前払金」という。）の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。

8 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年2.5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。

（前払金保証契約の変更）

第35条 受注者は、請負代金の額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 受注者は、前払金の額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代

わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用の制限等)

第36条 受注者は、前払金を契約書記載の工事の材料費、労務費、建設機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払いに充ててはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

2 発注者は、受注者が前払金を前項に定める経費以外の経費の支払いに充てたときは、期限を定めて、受注者から前払金の全部又は一部を返還させることができる。

3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。以下「工事の出来形部分等」という。）に対する請負代金相当額の10分の9に相当する額の範囲内において、発注者に対し、部分払金の支払いを請求することができる。ただし、この請求は工期中5回以内とし、月1回を超えてはならない。

2 受注者は、前項の規定により部分払金の支払いを請求しようとするときは、出来形検査申請書を発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により受注者から出来形検査申請書の提出を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の出来形部分等について検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分等を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の出来形部分等を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定により発注者から通知があつたときは、部分払金支払請求書を発注者に提出して部分払金の支払いを請求することができる。

6 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な部分払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して14日以内に部分払金を受注者に支払わなければならない。

7 第1項の規定により部分払金の支払いを請求することができる金額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の支払いを請求することができる金額

≒第1項の請負代金相当額×(9/10-前払金の額/請負代金の額)

8 第6項の規定により部分払金が支払われた後における2回目以後の部分払金の支払いを請求することができる金額は、前項の式により算定した金額から既に支払われた部分払金の額を差し引いて得た金額とする。

9 発注者は、第34条第7項又は第36条第2項の規定により受注者に対して前払金の返還を求めている場合において、当該返還を受ける前に部分払金の支払いをしようとするときは、当該部分払をすべき額から当該返還を受けるべき額を差し引いて得た金額を支払うことができる。この場合においては、発注者は、受注者にその旨を書面により通知しなければならない。

(部分引渡し)

第38条 第31条及び第32条の規定は、工事の目的物につき発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)の工事が完成した場合について準用する。この場合において、第31条の見出し、第1項及び第6項中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第31条第2項、第4項及び第6項中「工事の完成」とあるのは「指定部分に係る工事の完成」と、同条第2項、第4項及び第5項中「工事の目的物」とあるのは「指定部分に係る工事の目的物」と、同項及び第32条の見出し及び第2項中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

2 前項の規定において準用する第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に対する請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定において準用する第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

=指定部分に対する請負代金相当額×(1-前払金の額/請負代金の額)

(前払金等の不払に対する工事中止)

第39条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は前条において準用する第32条の規定に基づく支払いを遅延し、かつ、受注者が相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第40条 発注者は、引き渡された工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適

合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工書の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第41条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第43条又は第43条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に工事を完成しないとき又は工期を経過した後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (4) 主任技術者（監理技術者を置かなければならない場合にあっては、監理技術者）を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイカ

らホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第43条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が第1号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 受注者が第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 受注者又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第44条 第42条各号又は第43条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第42条又は第43条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金の額が2分の1以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、当該中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後6月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第47条 第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第48条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、工事の出来形部分等を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた工事の出来形部分等に対する請負代金相当額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分等を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の出来形部分等を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条、第43条、第43条の2又は第49条の2第1項第3号の規定によるときにあつては前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあつては当該余剰金の額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の工事の出来形部分等の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は工事の出来形部分等の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等についてはこの契約の解除が第42条、第43条、第43条の2又は第49条の2第1項第3号

の規定によるときは発注者が定め、第41条、第45条又は第46条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(相殺)

第48条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

- 3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

(発注者の損害賠償請求等)

第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。

- (2) この工事の目的物に契約不適合があるとき。

- (3) 第42条又は第43条の規定により、工事の目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 前項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

- 3 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、完成期日の翌日から工事を完成する日までの期間の日数に応じ、請負代金の額(工事の出来形部分があるときは、当該出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額)に年3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(発注者の違約金請求等)

第49条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

- (1) 第42条又は第43条の規定により工事の目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

- (2) 工事の目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- (3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。

イ 受注者について破産法(平成16年法律第75号)第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人

ロ 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人

ハ 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人

2 前項第1号及び第2号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

3 第1項の場合（第43条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（不正行為に伴う損害の賠償）

第49条の3 受注者は、この契約に関して、第43条の2各号のいずれかに該当するときは、請負代金の額の10分の2に相当する金額を賠償金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第43条の2第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要であると認めるとき。

2 発注者は、前項の契約に係る損害の額が同項の請負代金の額の10分の2に相当する金額を超えるときは、受注者に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

3 前2項の規定は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

4 発注者は、前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、共同連帯して第1項の責任を負うものとする。

（受注者の損害賠償請求等）

第50条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第45条又は第46条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の全部又は一部の支払いが遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から請負代金の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該請負代金の全部又は一部の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第51条 発注者は、引き渡された工書の目的物に関し、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意若しくは重大な過失により生じた場合には適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工書の目的物の引渡しを受けた際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者が当該契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工書の目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工書の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が当該支給材料又は当該指図が不相当であ

ることを知りながらその旨を通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第52条 受注者は、工事の目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により工事の目的物及び工事材料等を保険に付したときは、その証券を直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事の目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第53条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による山口県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が措置を執った後若しくは同条第5項の規定により発注者が措置を執った後又は発注者若しくは受注者が措置を執らずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第54条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(契約の費用)

第55条 この約款に特別の定めがあるもののほか、この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て受注者の負担とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第56条 契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第57条 この約款に定めのない事項については、山陽小野田市財務規則（平成17年山陽小野田市規則第52号）を適用し必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

特 約 条 項

部分払を適用する。

この場合において、公共工事請負契約約款第34条第2項は適用しない。

において
保険に付

きは、そ

険に付し

つき協議
の契約に
建設業法
あつせん

者等又は
者等の工
ては、第
により発
若しくは
又は調停

は調停に
仲裁合意

関して必

、請求、
い限りに
付に準ず

17年山
定める。

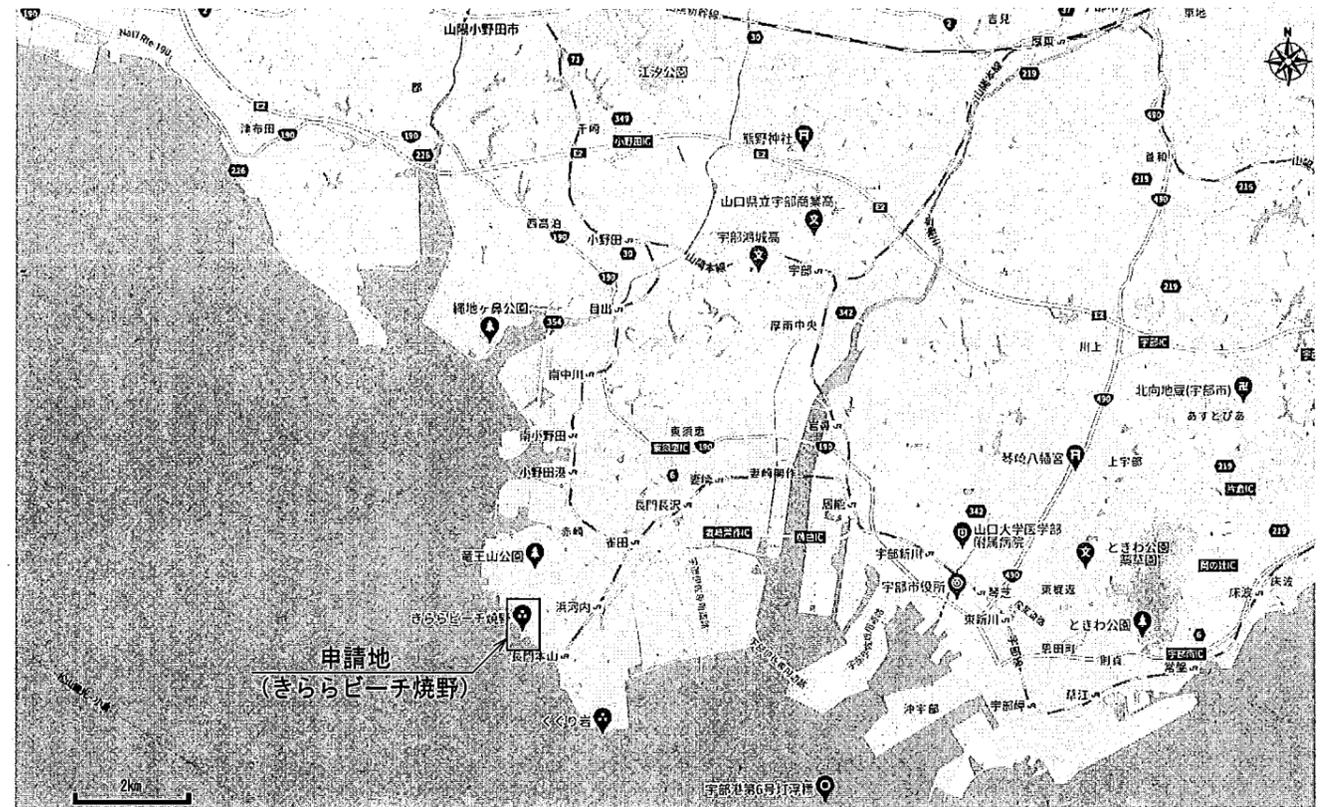


きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事
 きらら交流館再整備事業 電気設備工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-100	概要・付近見取り図	E-406	1階 電灯設備（照明）配線図
A-111	改修後1階平面図	E-407	2階 電灯設備（照明）配線図
A-112	改修後2階平面図	E-501	1階 電灯設備（コンセント）配線図
A-113	改修後PH階平面図	E-502	2階 電灯設備（コンセント）配線図
A-114	改修後立面図	E-602	1階 構内交換・構内通信・テレビ共聴設備 配線図
A-115	改修後断面図	E-603	2階 構内交換・構内通信・テレビ共聴設備 配線図
A-121	改修後1階平面詳細図1		
A-122	改修後1階平面詳細図2		
A-123	改修後2階平面詳細図1		
A-124	改修後2階平面詳細図2		
A-400	2階屋外浴槽全体図及び仕様書		
A-401	2階屋外浴槽 断面図		
A-402	2階屋外テント 屋根伏図兼開閉平面図・立面図[女性露天風呂]		
A-403	2階屋外テント 屋根伏図兼開閉平面図・立面図[男性露天風呂]		
A-404	サウナ1		
A-405	サウナ2		
A-406	サウナ3		
A-407	サウナ4		
A-408	サウナ5		
A-800	現況1階平面図（解体図）		
A-801	現況2階平面図（解体図）		
A-802	現況3階平面図（解体図）		
A-908	平面図 屋根伏せ図		
A-909	立面図		
A-910	断面図 矩計図 建具表		
A-1000	仮設計画図		

■ 設計概要

工事名称	きらら交流館再整備事業（建築主体・機械設備工事）						
建築主	住所 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号						
	氏名 山陽小野田市長 藤田剛二						
建築場所	地名地番 山口県山陽小野田市大字小野田584番地9他地内						
	住居表示						
敷地面積	6,023.11 m ²						
用途地域	都市計画区域内 準工業地域 建蔽率：60% 容積率：200%						
防火指定	指定なし						
道路幅員	前面道路 20.9m 法42条1項1号道路 敷地との接道長さ 160.55m						
主要用途	用途	物販店舗	飲食店	公衆浴場	その他		
	用途記号	08440	08450	08230	08990		
用途の区分	建築基法別表1区分		(4) 項				
	消防法防火対象物用途区分		(16) 項イ				
棟別概要	用途	物販・飲食店 公衆浴場	ピロティー・ポーチ	プロパン庫	合計		
	工事種別	用途変更	新築	既存のまま			
	構造	RC造	鉄骨造	RC造			
	建築面積	1,507.82 m ²	164.16 m ²	20.63 m ²	1,692.61 m ²		
	床面積	物販・飲食店 公衆浴場	容積率対象	容積率対象外	プロパン庫		
			ポーチ	ピロティー			
		PH階	23.35 m ²			23.35 m ²	
		2階	1,185.64 m ²			1,185.64 m ²	
		1階	1,375.63 m ²	24.00 m ²	135.03 m ²	20.63 m ²	1,555.29 m ²
	延べ面積	2,584.62 m ²	24.00 m ²	135.03 m ²	20.63 m ²	2,764.28 m ²	
	容積率対象延べ床面積	2,584.62 m ²	24.00 m ²		20.63 m ²	2,629.25 m ²	
最高の高さ	11.90 m	9.39 m	3.80 m				
最高軒高	10.90 m	8.68 m	3.30 m				
建蔽率	1,692.61 ÷ 6,023.11 × 100 = 28.10 % < 60 %						
容積率	2,764.28 ÷ 6,023.11 × 100 = 45.89 % < 200 %						
日影規制	規制の有無	(無)	(m 時間 m 時間)	測定面の高さ	m		
その他の地域 条例等による届出	地域及び条令		備考				
	バリアフリー法	適合義務対象					
	山口県福祉のまちづくり条例	適合義務対象					
	建築物の省エネルギーに関する届出	対象外					
	中高層建築物条例	指定無し					
	駐車・駐輪場条例	指定無し					
	緑地条例	指定無し					
	山口県条例第15条（大規模建築物の敷地と道路との関係）	4m以上接道					

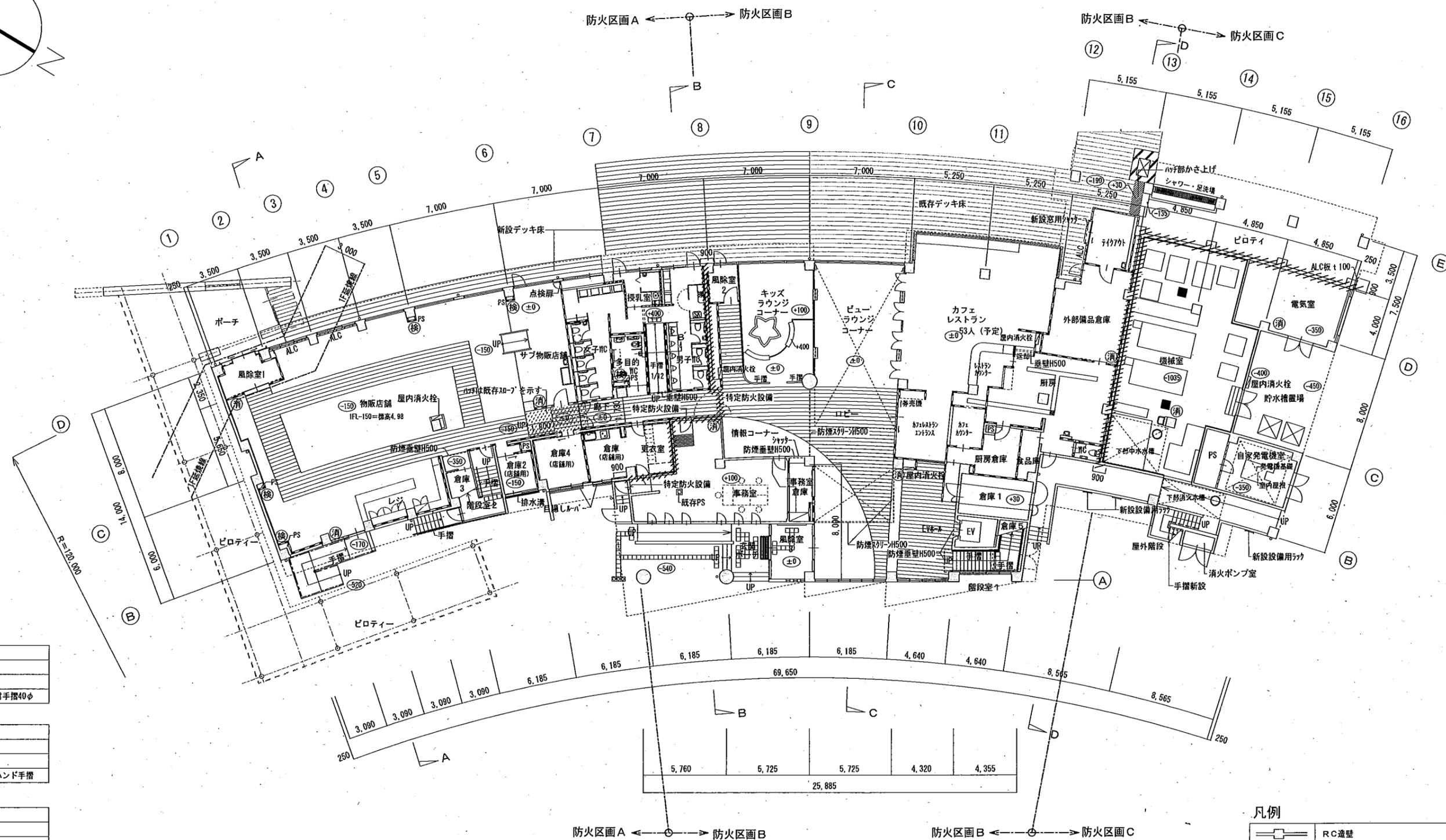
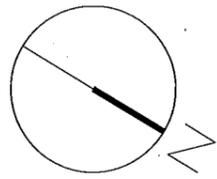


付近見取り図



NSP設計
 一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0553号
 一級建築士登録第108667号 藤田 安孝

年月日	2024年度	図番	1	工事名	きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事	図面番号	A
設計		概略		概要・付近見取り図		SCALE	100



階段室 1

階段幅	1,495
蹴上げ	164
踏み面	260
手摺	既存集成材手摺40φ

階段室 2

階段幅	1,200
蹴上げ	166
踏み面	270
手摺	既存ビニール手摺

屋外階段

階段幅	900
蹴上げ	168
踏み面	270
手摺	新設ステンレス手摺34φ

	防火区画A	防火区画B	防火区画C	合計
PH階床面積	—	23.35㎡	—	23.35㎡
2階床面積	530.73㎡	334.85㎡	320.06㎡	1,185.64㎡
1階床面積	456.83㎡	680.43㎡	238.37㎡	1,375.63㎡
合計	987.56㎡	1,038.63㎡	558.43㎡	2,584.62㎡

化学物質の濃度測定室

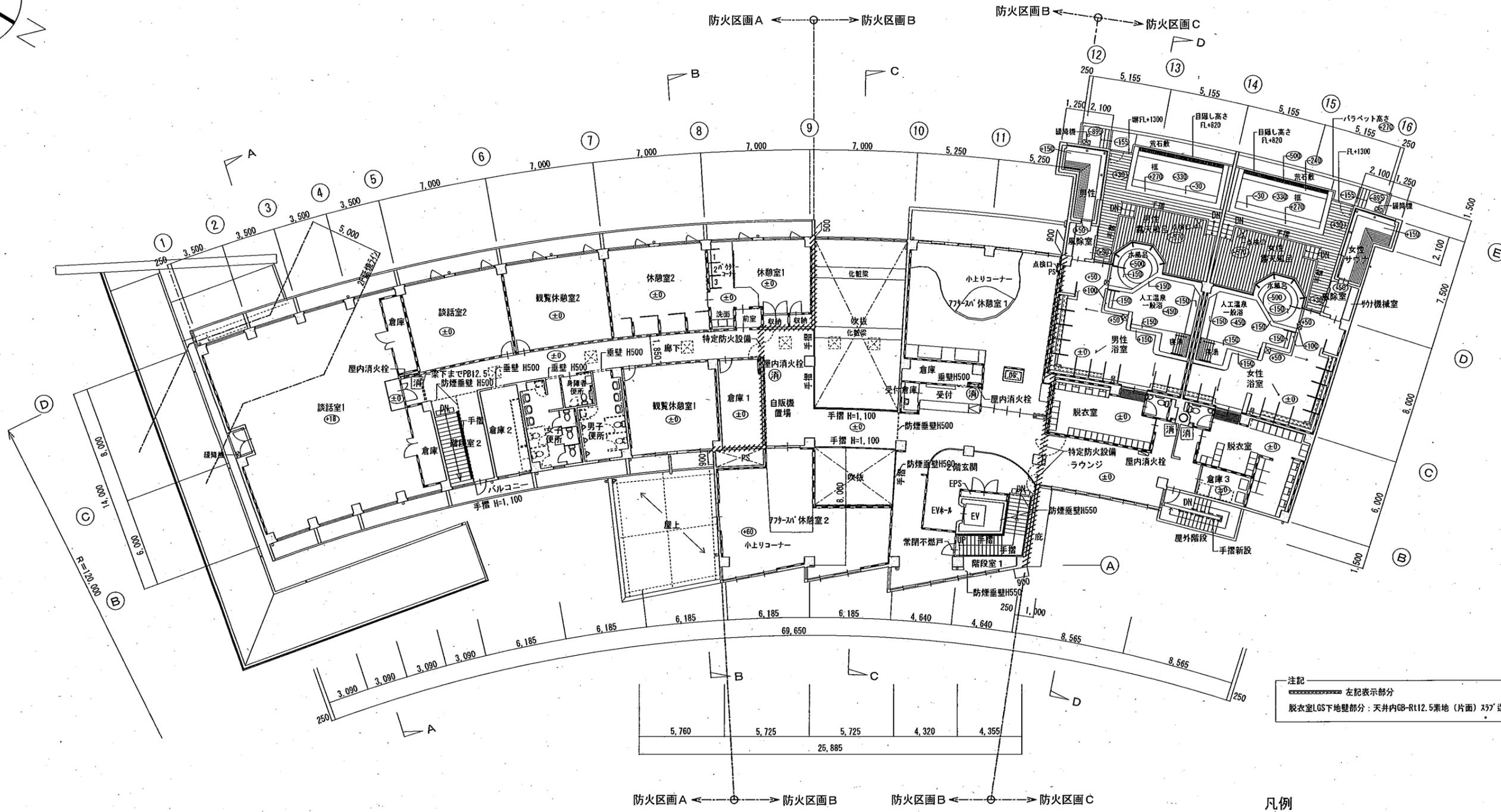
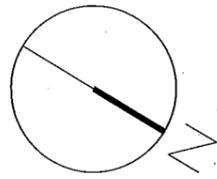
室	ヶ所	室	ヶ所
物販店舗 サブ物販店舗	3	カフェレストラン 厨房	2
事務室	2	厨房倉庫	1
倉庫 更衣室	1	テイクアウト	1
キッズ ビューラウンジ ロビー (2階玄関等測定を含む)	4	外部備品倉庫	1

凡例

	RC造壁
	ALC板 t100壁
	軽量鉄骨下地壁
	防火区画ラインを示す
	基準FLからのレベルを示す
	壁点検口 300角
	消火器ABC10型 スタンド共 (別途)
	消火器ABC10型 (別途) 既存埋込ボックス内
消火器は歩行距離20m以内に設置	

改修後1階平面図 1:200

<p>株式会社 NSP設計 一級建築士事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0593号 一級建築士登録第188667号 柴田 安章</p>	年月日	2024年度	登録番号	工事名	きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事	図面番号	A
	承認	設計	図面名	改修後1階平面図	SCALE	1:200	111



注記
 左記表示部分
 脱衣室LGS下地壁部分：天井内GB-Rt12.5素地(片面) 37' 立上げ

化学物質の濃度測定室

室	ヶ所	室	ヶ所
談話室1	2	777-スル' 休憩室2	2
談話室2	1	女子脱衣室	1
観覧休憩室1	1	女性浴室	2
観覧休憩室2	1	2階玄関 自販機置場 廊下他	
休憩室1	1	(1階ロビー等測定に含む)	
休憩室2	1		
777-スル' 休憩室1	2		

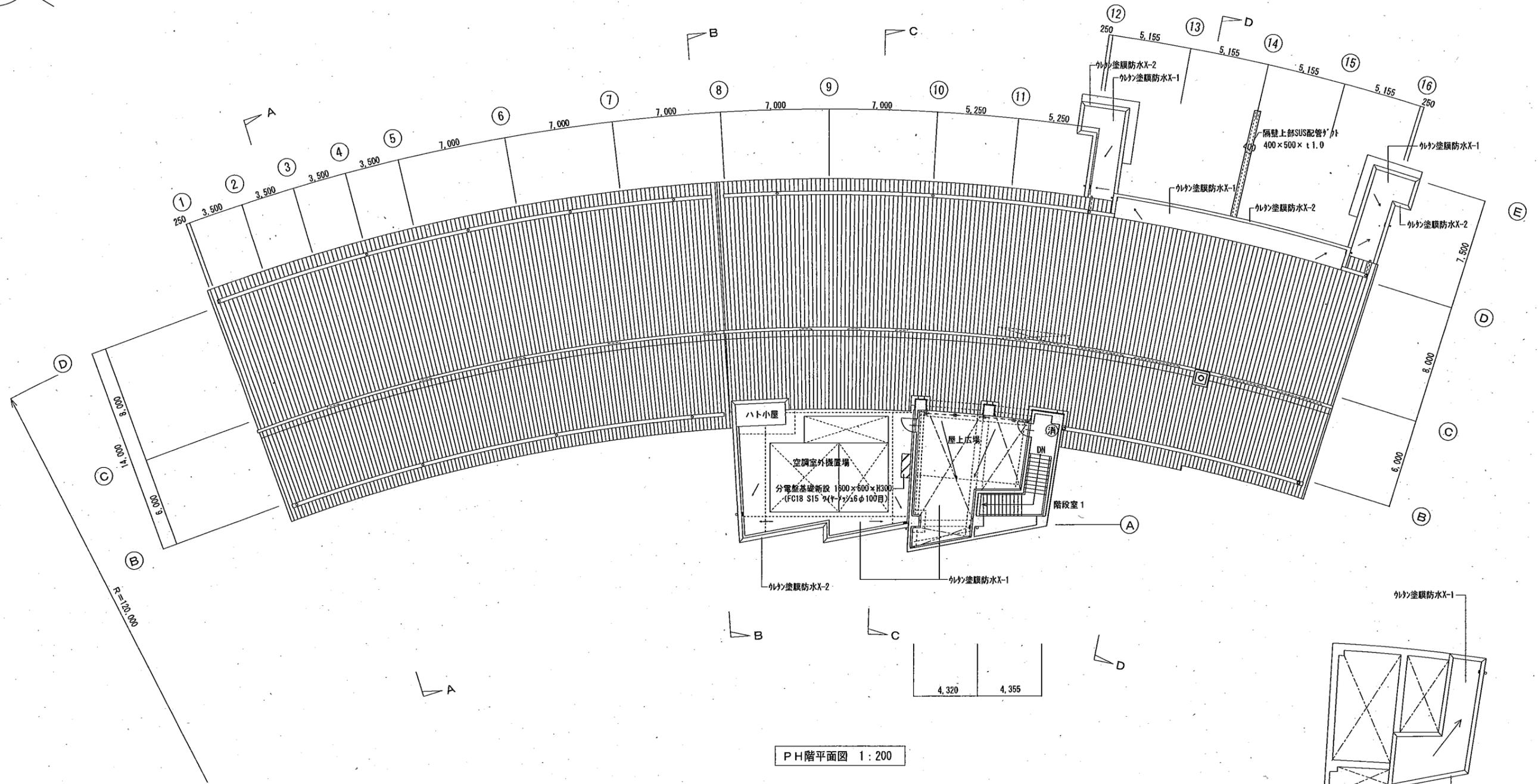
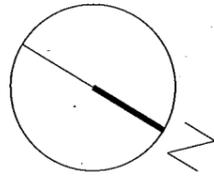
改修後2階平面図 1:200

凡例

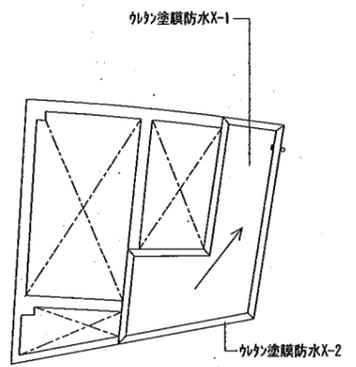
	RC造壁
	ALC板 t100壁
	軽量鉄骨下地壁
	防火区画ラインを示す
	基準FLからのレベルを示す
	壁点検口 300角
	消火器ABC10型 スタンド共 (別途)
	消火器ABC10型 (別途) 既存埋込ボックス内

消火器は歩行距離20m以内に設置

 株式会社 NSP設計 一級建築士事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0553号 一級建築士登録第188667号 柴田 安彦	年月日 2024年度 承認 設計	管理番号 工事名 きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事 西面名 改修後2階平面図	図面番号 A SCALE 1:200 112
	図面番号 A SCALE 1:200 112		



PH階平面図 1:200



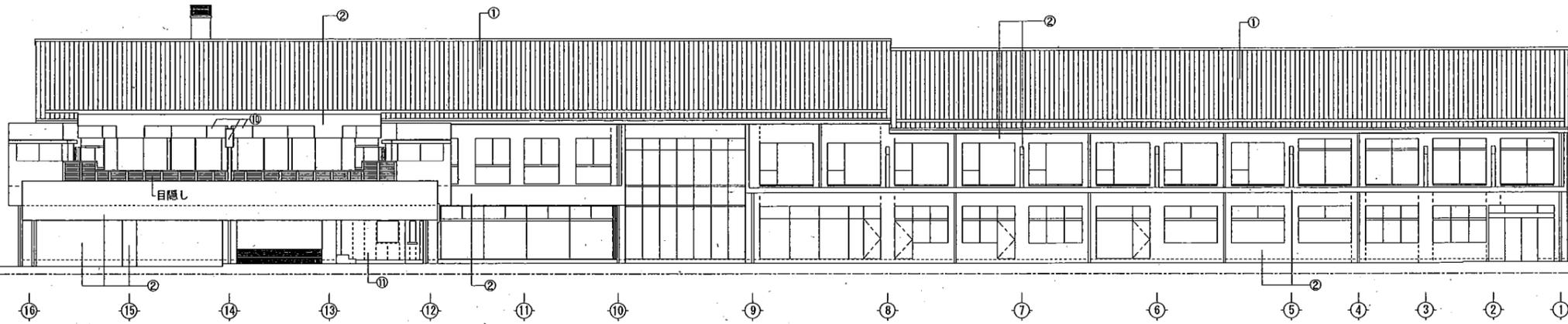
PHR階平面図 1:200

NSP設計
 株式会社
 一級建築士事務所
 一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0553号
 一級建築士登録第188667号 柴田 安章

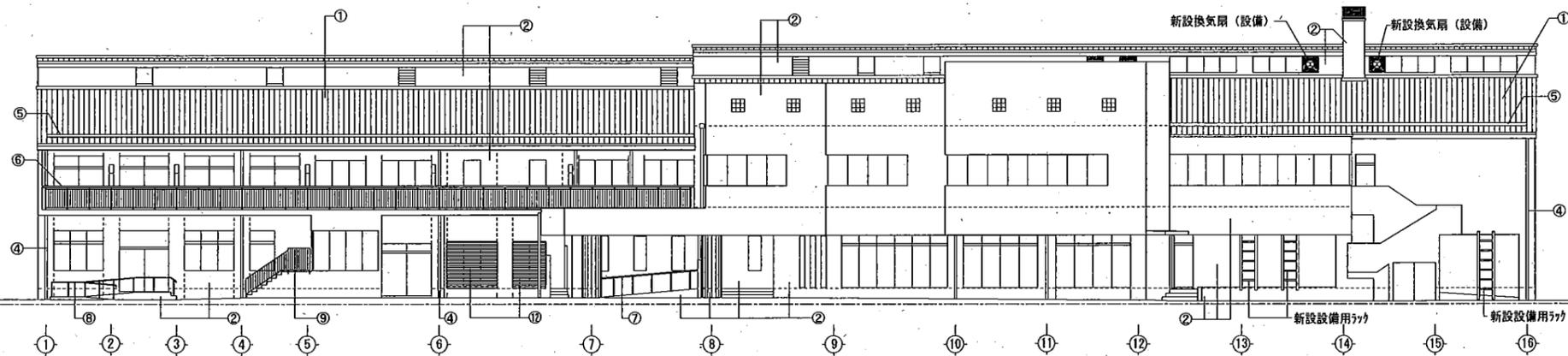
年月日 2024年度
 承認 設計

工事名 きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事
 改修後PH階平面図
 SCALE

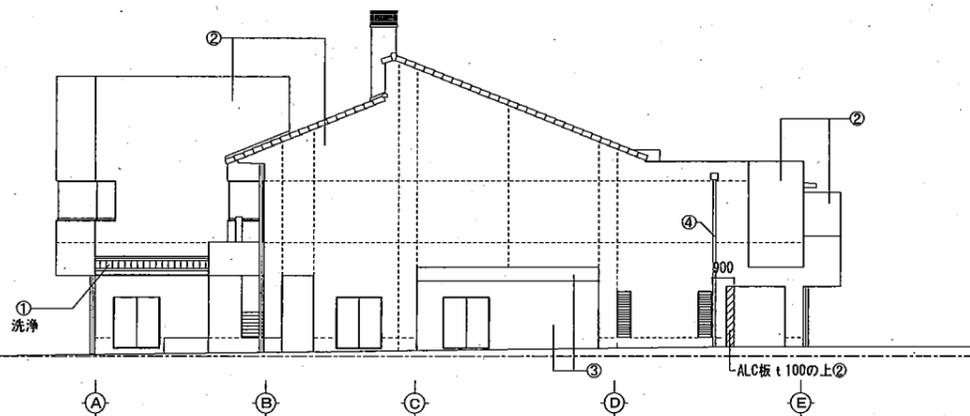
図面番号 A
 113



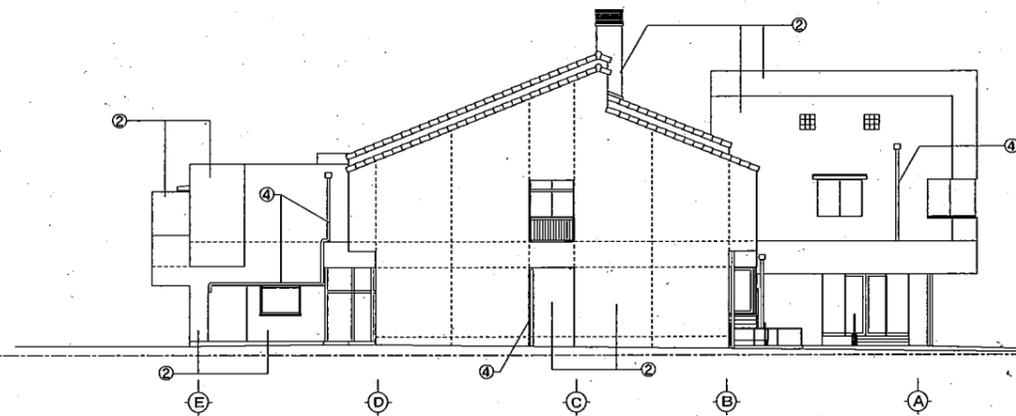
西立面図 1:200



東立面図 1:200



北立面図 1:200



南立面図 1:200

① S瓦葺き (既存のまま 応部部分高圧水洗浄)	② 可とう形改修塗材RE変成無機塗料艶消仕上げ さざ波模様	③ 水系艶消し塗料仕上	④ 硬質塩化ビニル VP塗装改修	⑤ 耐酸被覆鋼板軒樋 清掃	⑥ アルミ手摺 (既存)	⑦ ステンレス手摺 (既存)	⑧ ステンレス手摺 (新設)	⑨ スチール手摺DP塗装改修 (2級)
⑩ 配管用ステンレスダクト	⑪ ALC板 t100 可とう形改修塗材RE変成無機塗料艶消仕上げ さざ波模様	⑫ アルミルーバー						

株式会社 NSP設計
 一般建築士事務所
 一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0553号
 一級建築士登録第188667号 横田 安章

年月日 2024年度

登録番号

工事名 きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事

承 継

設 計

図面名

改修後立面図

SCALE

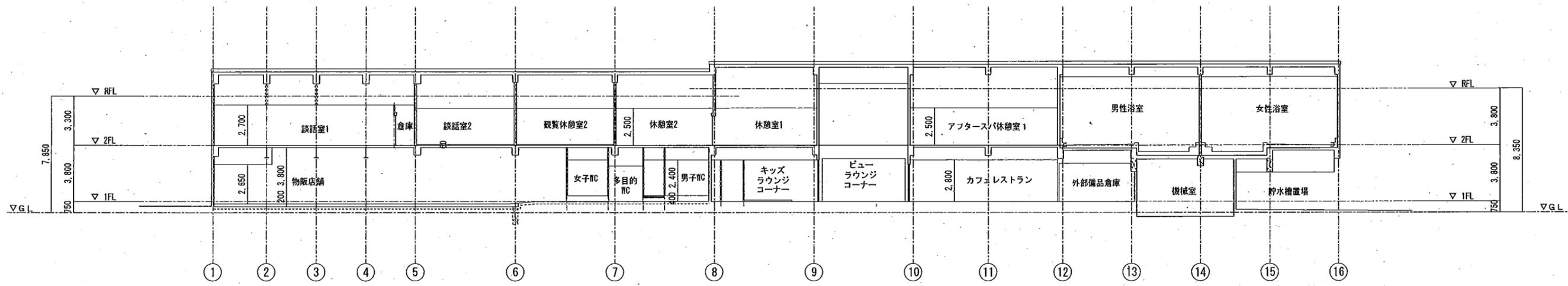
1:200

図面番号

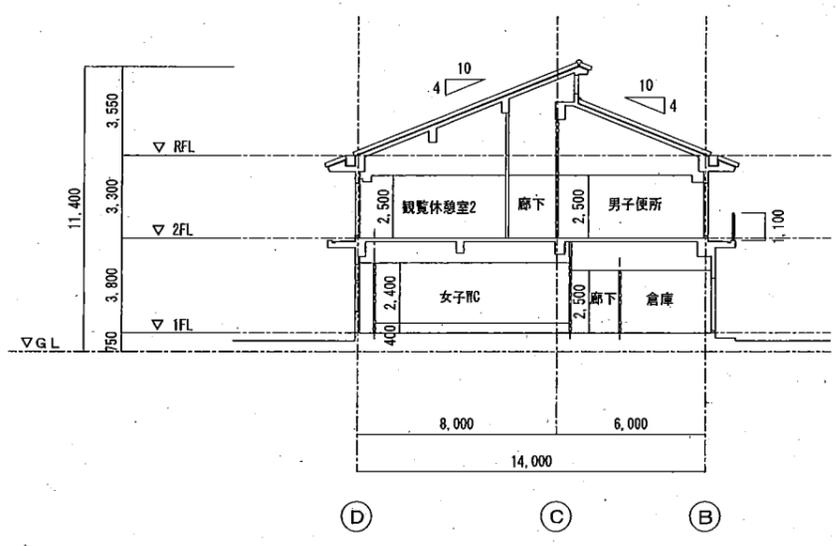
A

114

A2-33-縮小尺:71%

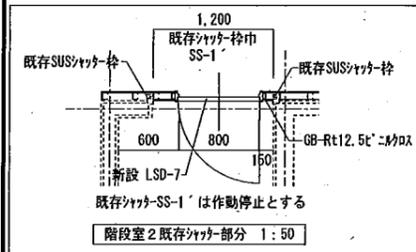
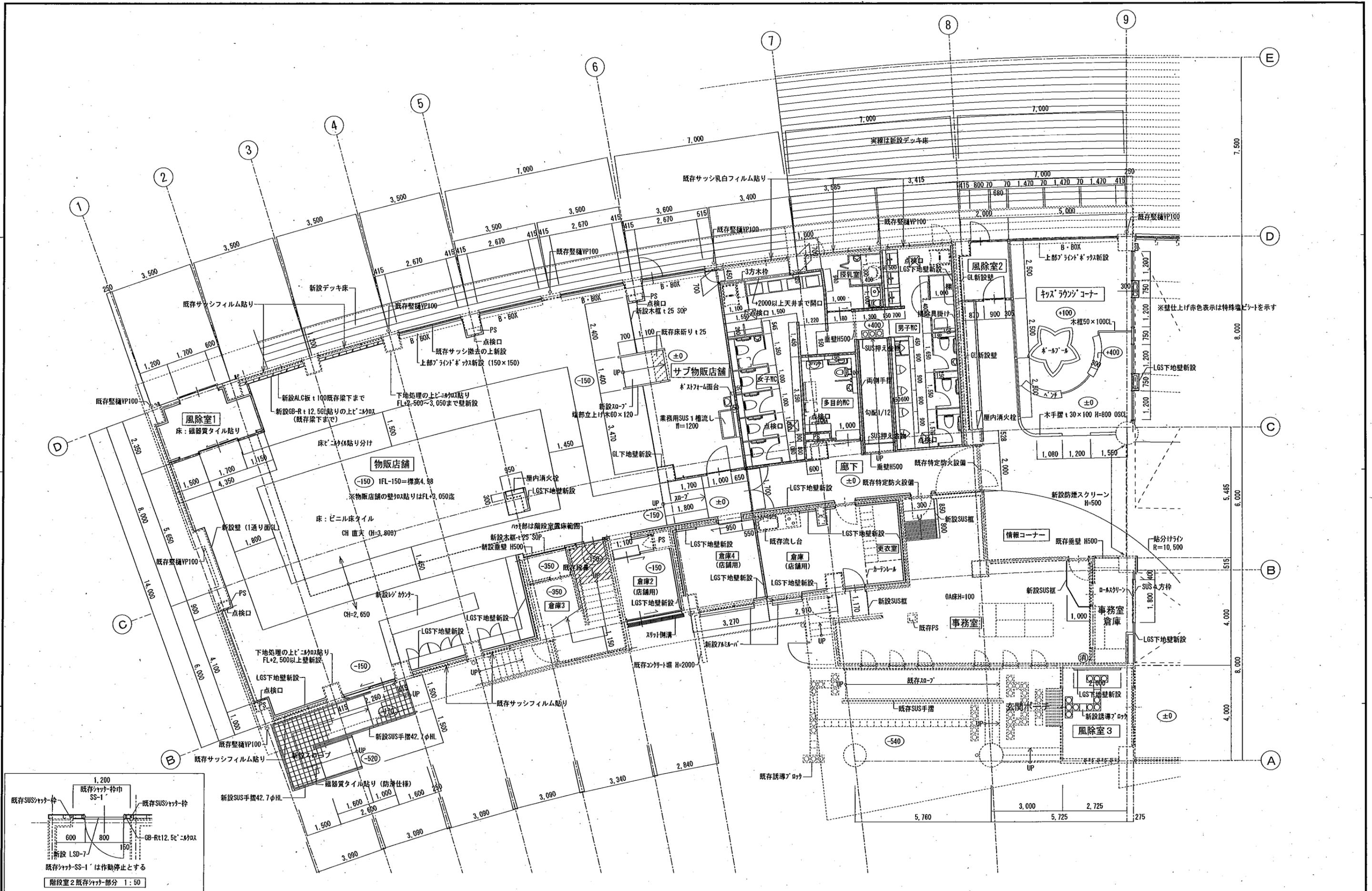


改修後断面図 1:200

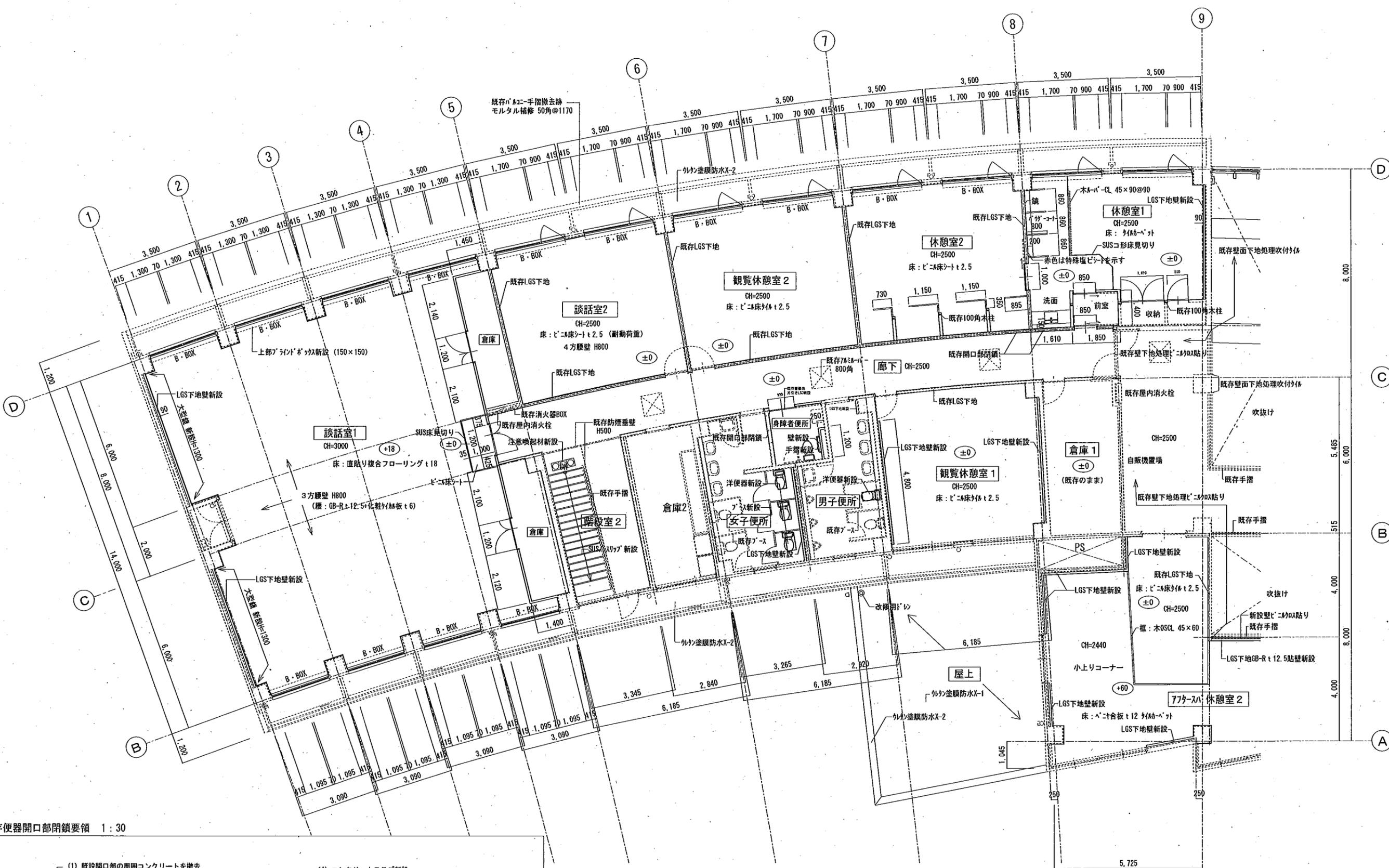


改修後断面図 1:200

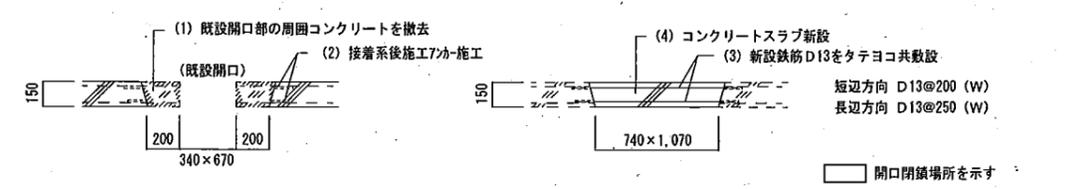
株式会社 NSP設計 <small>一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0553号 一級建築士登録第188667号 柴田 安章</small>	年月日	2024年度	設計番号	115	断面番号	A
	案名	きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事	図面名	改修後断面図	SCALE	1:200



株式会社 NSP設計 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 一級建築士事務所 建築士登録第 22(1)第0553号 一級建築士登録第18867号 奥田 安孝	年月日	2024年度	図番	改修後1階平面詳細図1	図面番号	A
	設計	設計	設計	改修後1階平面詳細図1	図面番号	121
工事名 きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事 設計者 NSP設計				SCALE	1:100	



既存便器開口部閉鎖要領 1:30

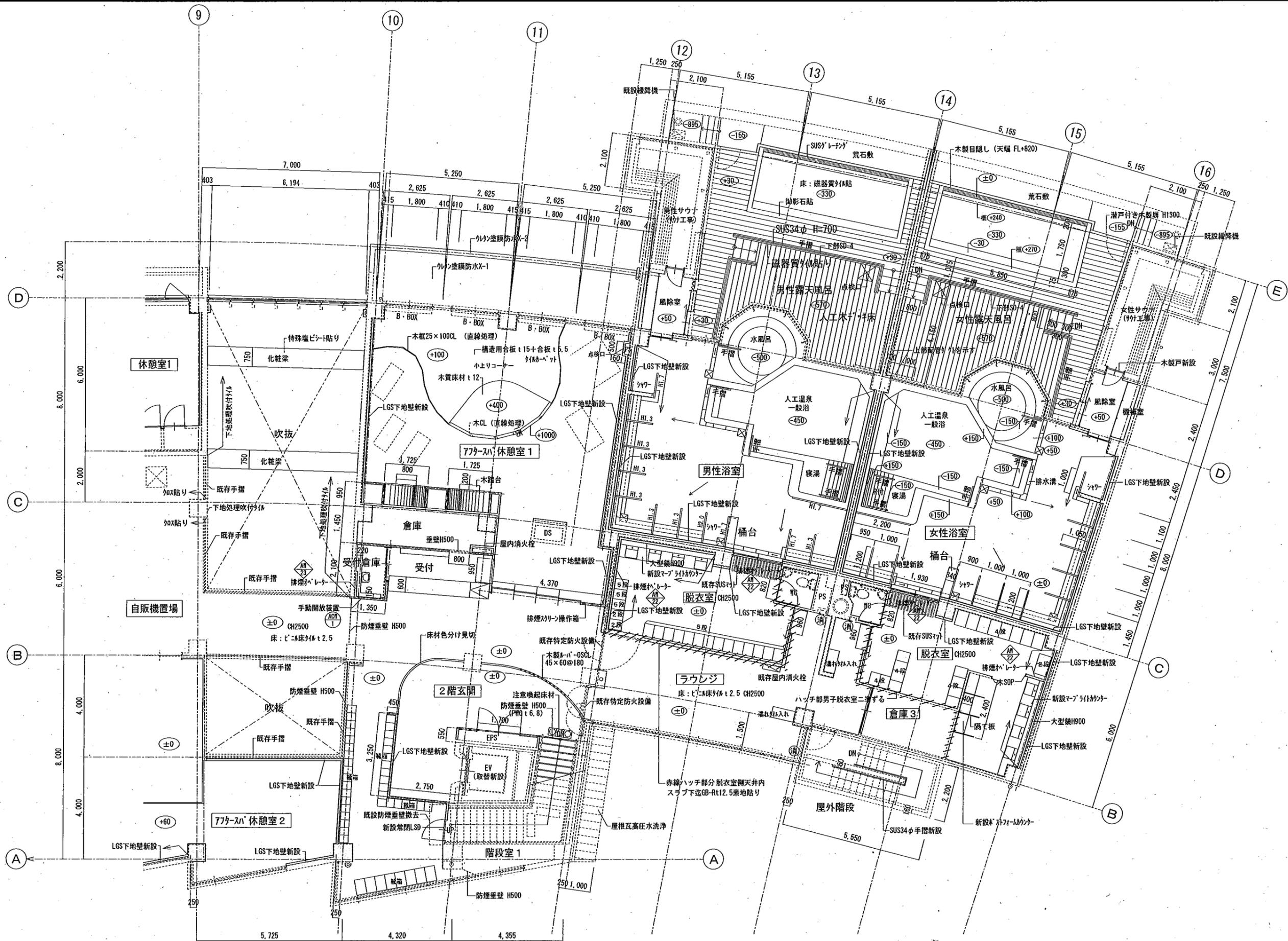


(1) 既設開口部の周囲コンクリートを撤去
 (2) 接着系後施工7カ施工
 (3) 新設鉄筋D13をタテヨコ共敷設
 (4) コンクリートスラブ新設

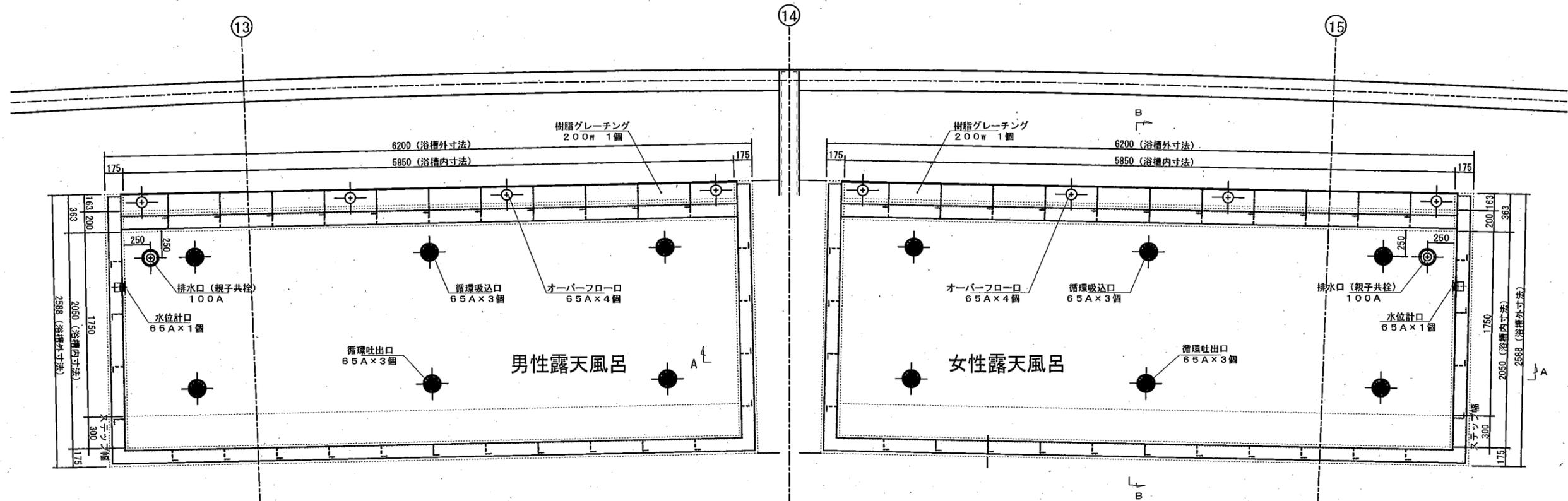
短辺方向 D13@200 (W)
 長辺方向 D13@250 (W)

開口閉鎖場所を示す

株式会社 NSP設計 一級建築士事務所 一級建築士登録第18867号 柴田 安幸	年月日	2024年度	取組番号	工事名	きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事	図面番号	A
	承認	改訂	図面名	改修後2階平面詳細図1	SCALE	1:100	123

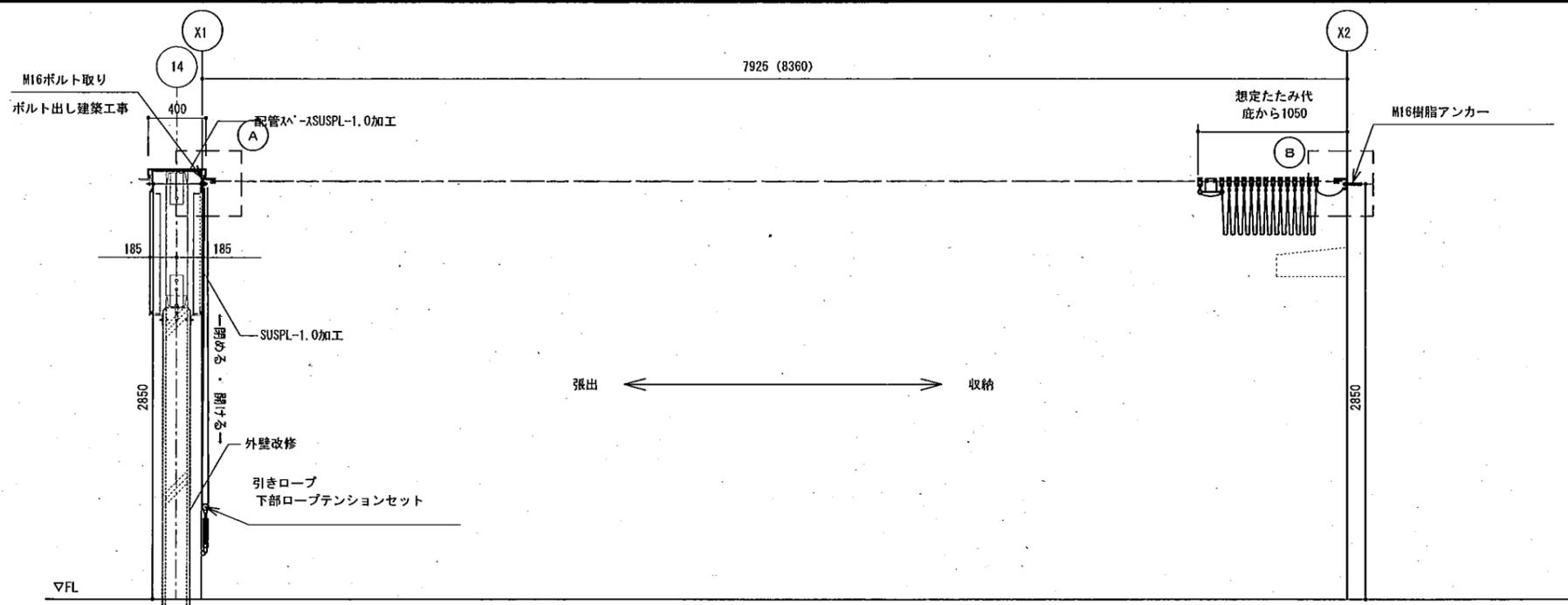


NSP設計 株式会社 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-1111 代表取締役 柴田 安幸	年月日	2024年度	設計番号	工務名	きらら文芸館再整備事業 建築主体・機械設備工事	図面番号	A
	承認	設計	図面名	改修後2階平面詳細図2	SCALE	1:100	124

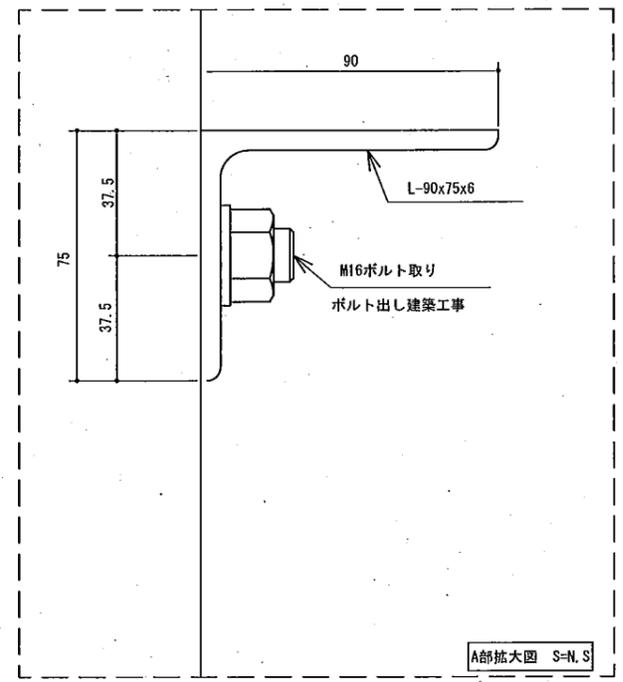


2階外浴槽ステンレス防水仕様書

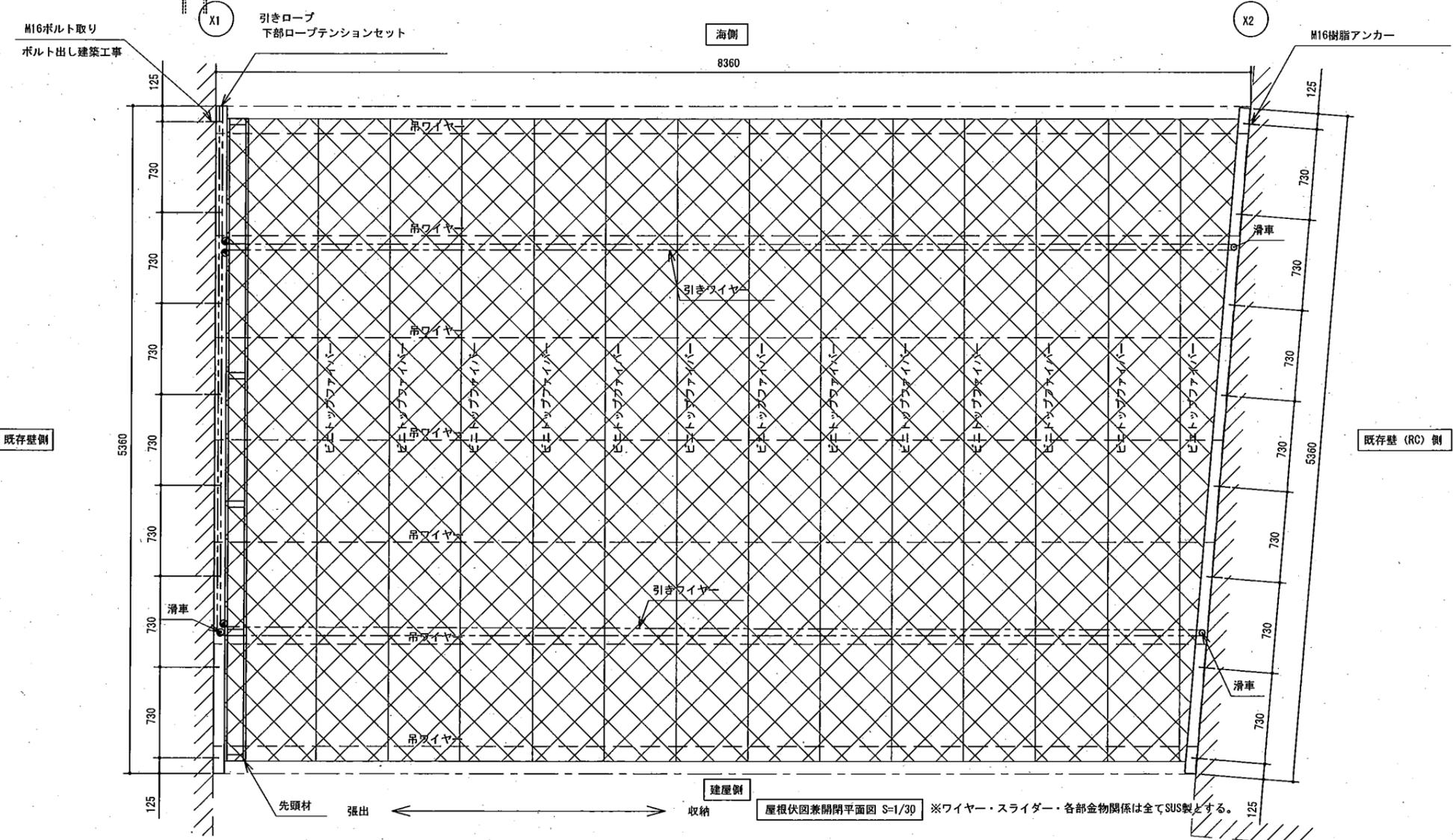
2階外浴槽 (露天風呂) ステンレス防水本体仕様書			
1. 概要	ステンレス製全溶接構造+石貼り・タイル貼り仕様		
	男性風呂	仕上げ寸法 6.200M x 2.588M / 5.850M x 2.050M 水深0.55M~0.52M (階段ステップ付)	
2. 材料	側板	SUS304	t=2.0-3.0
	底板	SUS304	t=1.5
3. 附属部品	排水口 (親子共栓) (配管・ノズル・防水目皿 別途工事)	SUS304 100A	1 個
	循環吸込口 (配管・ノズル・防水目皿 別途工事)	SUS304 65A	3 個
	循環吐出口 (配管・ノズル・防水目皿 別途工事)	SUS304 65A	3 個
	水位計口 (配管・ノズル・防水目皿 別途工事)	SUS304 65A	1 個
	オーバーフロー口 (配管・ノズル (溶接タイプ) 別途工事)	SUS304 65A	4 個
	グレーチング	樹脂製	1 式
	4. 塗装	プール外面 (底板下面除く) 発泡ウレタン吹付 (現場溶接部分等は除外とする)	20t
5. 工事区分	基礎・既設解体	水風呂工事	建築工事
6. 検査	プール本体 (ステンレス) 製作・据付	○ (材, 工共)	
	プール外周コーキング (バックアップ材含む)		○ (材, 工共)
	本体据付用の墨出し		○ (材, 工共)
	オールアンカーボルト	○ (材, 工共)	
	石・タイル貼付工事 (給水ボックス石工事含む)		○ (材, 工共)
	石・タイル下地押えコンクリート (不陸調整)		○ (材, 工共)
	石・タイル下地コンクリート部溶接金網敷設 (SUS304)		○ (材, 工共)
	石・タイル本体底面 伸縮目地 (バックアップ材) 敷設		○ (材, 工共)
	石・タイル目地部コーキング		○ (材, 工共)
	石・タイル工事用資材 (接着剤・砂・セメント・水等)		○ (材, 工共)
石・タイル総合クリーニング		○ (材, 工共)	
排水共栓本体 (ステンレス槽内配管・防水目皿含む)		○ (材, 工共)	
循環吸込口ノズル・給水口ノズル (ステンレス槽内配管・防水目皿含む)		○ (材, 工共)	
排水共栓ステンレス槽以降の配管及びパイプサポート		○ (材, 工共)	
ステンレス槽接続以降のパッキン・取付ボルト		○ (材, 工共)	
ステンレス槽接続以降の配管内の切粉清掃		○ (材, 工共)	
7. 特記事項	溶接部は全線、浸透探傷試験 (カラーチェック) を行う 寸法検査、外観検査		
	1) ステンレス槽は、一体にて搬入予定の為、搬入通路 (搬入揚重機) の確保をお願い致します。 2) ステンレス槽底板は、現場取付溶接とする。		



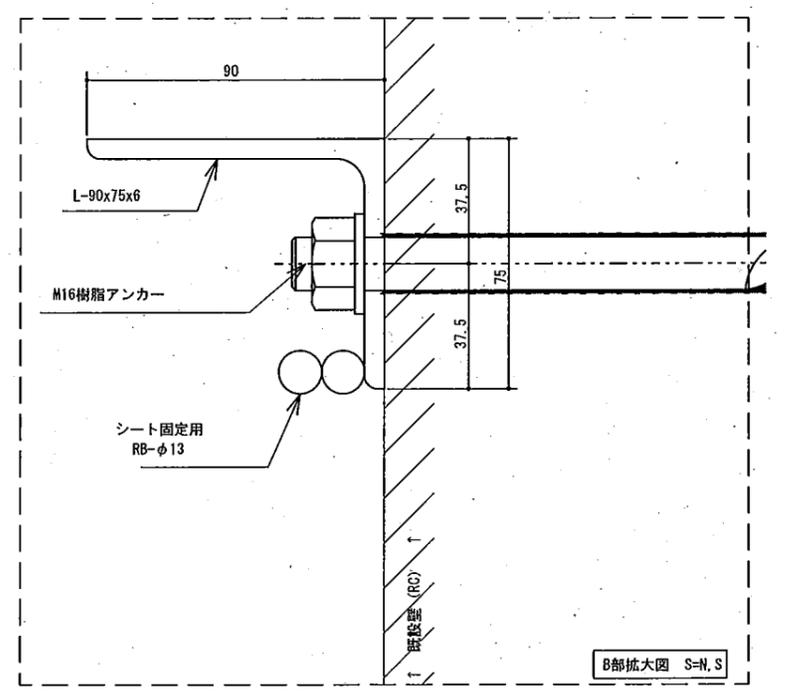
立面図 S=1/30



A部拡大図 S=N, S

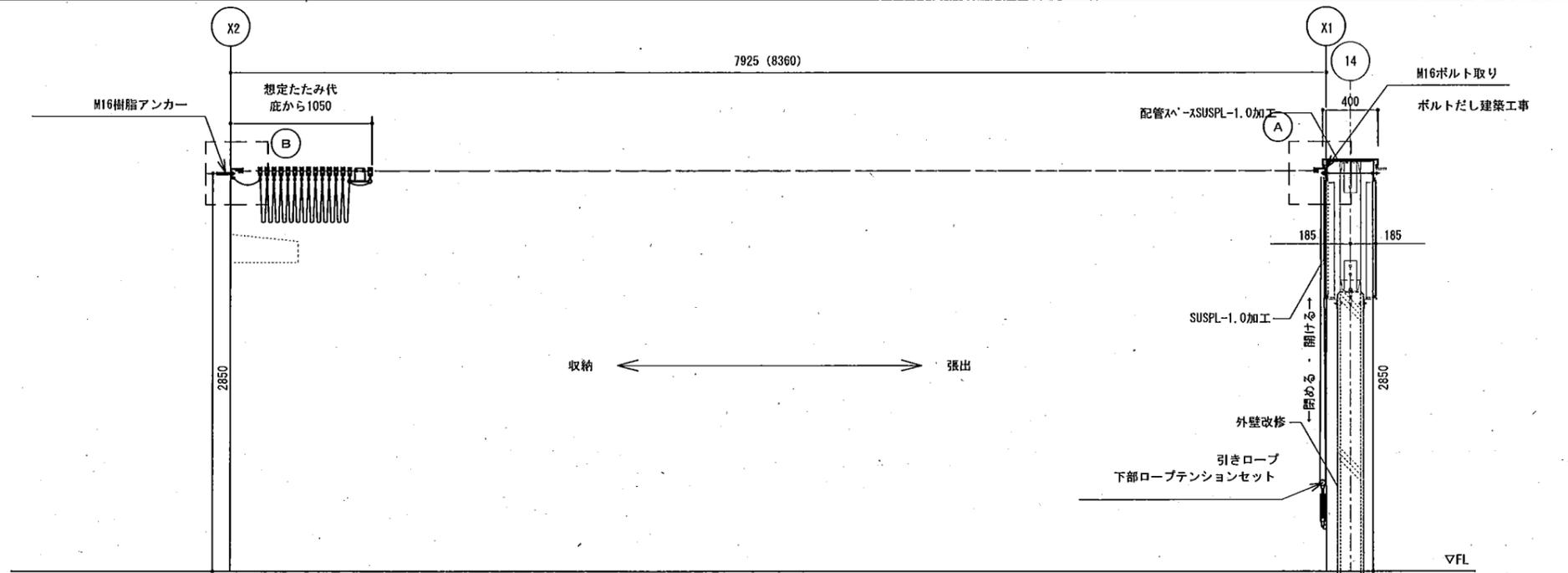


屋根伏図兼開閉平面図 S=1/30 ※ワイヤー・スライダー・各部金物関係は全てSUS製とする。

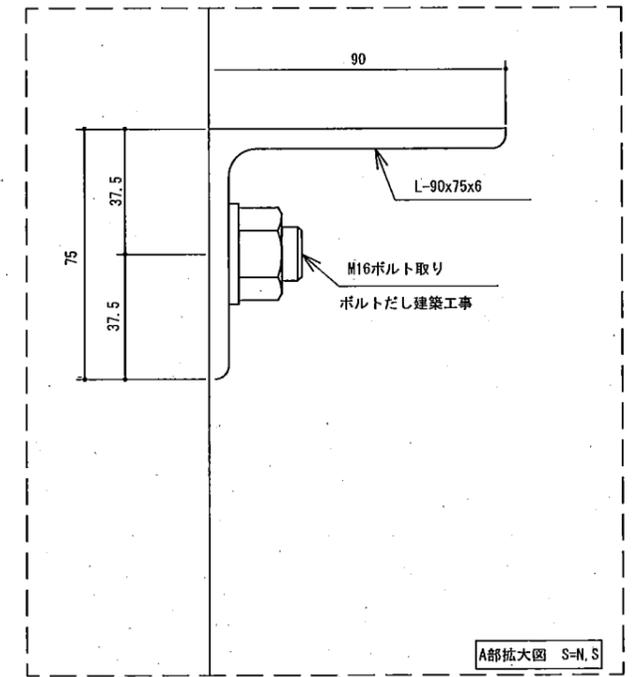


B部拡大図 S=N, S

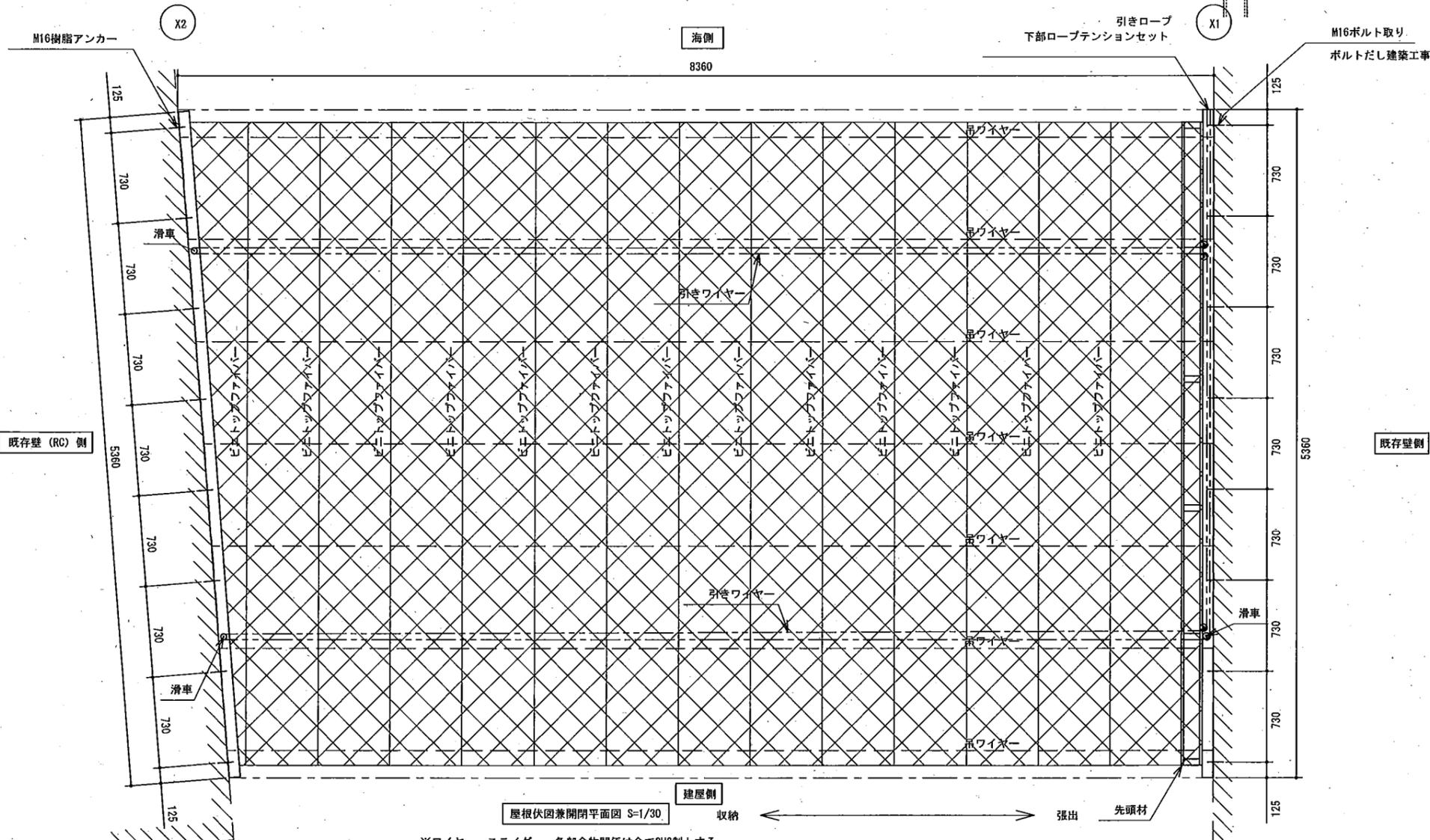
株式会社 NSP設計 一級建築士事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0553号 一級建築士登録第186687号 緑田 安寿	年月日 2024年度	図号 設計	工事名 きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事	図面番号 A
	図面名 2階層付テント 屋根伏図兼開閉平面図・立面図(女性露天風呂)	SCALE 1:30	402	



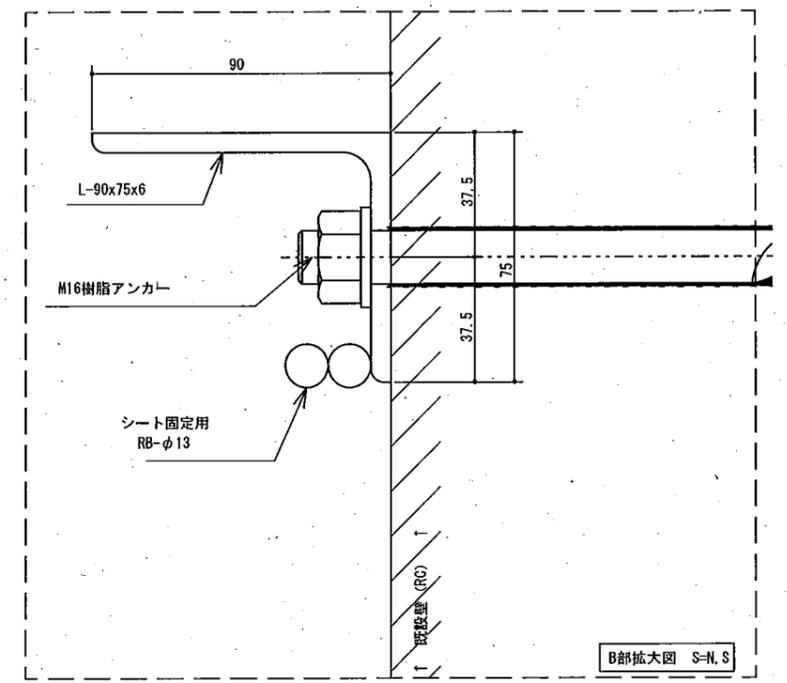
立面図 S=1/30



A部拡大図 S=N,S

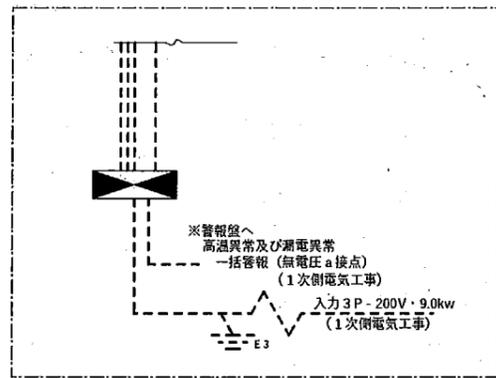
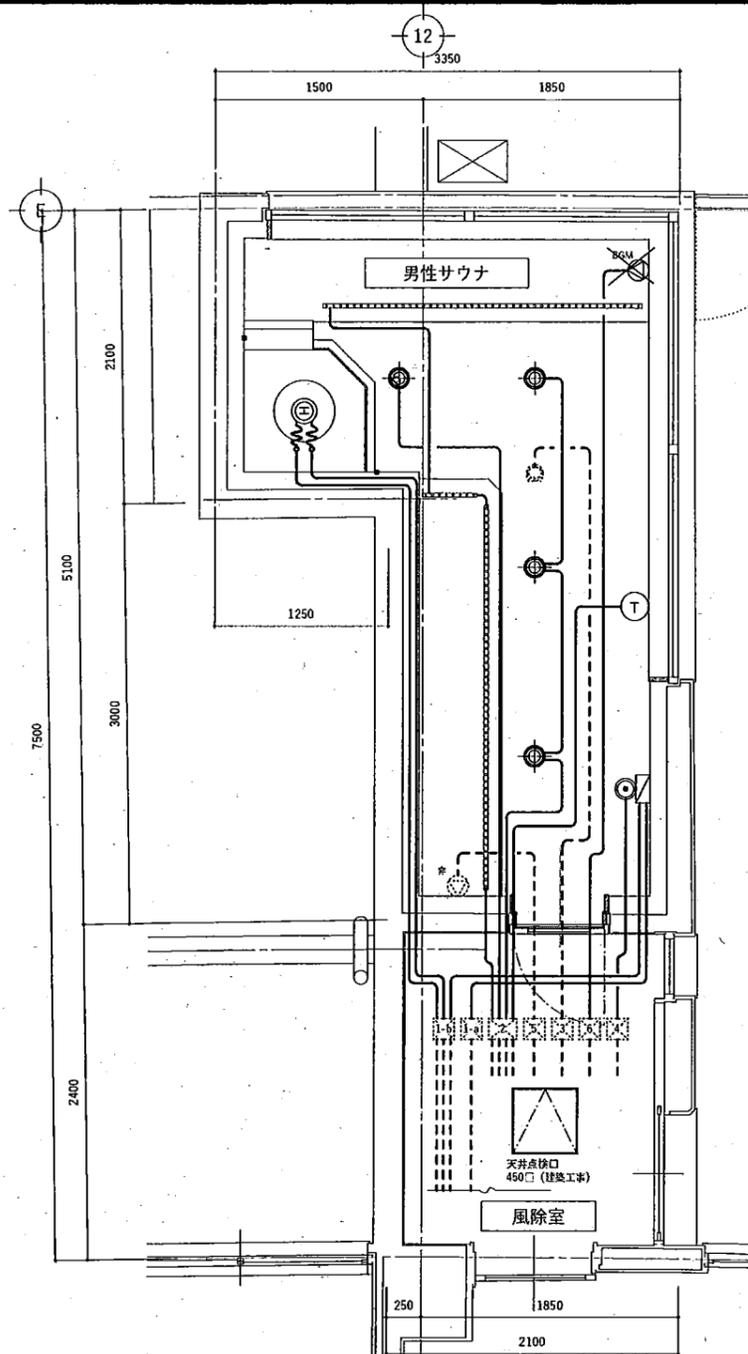


※ワイヤー・スライダー・各部金物関係は全てSUS製とする。



B部拡大図 S=N,S

 株式会社 NSPI設計 一級建築士事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0553号 一級建築士登録第188667号 柴田 安彦	年月日	2024年度	図面番号	工事名	きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事	図面番号 A 403
	承認	設計	図面名	2階屋外中庭 屋根伏図兼開閉平面図・立面図(男性露天風呂)	SCALE	



※サウナ制御盤の設置位置は打合せに至る

男性サウナ (ドライサウナ) 電気設備図

SCALE=1:30

男性サウナ (ドライサウナ) 機器表						
記号	名称	仕様	数	2次側電線	1次側電線	備考
Ⓜ	サウナヒーター	3P-200V 9.0KW	1	5.5 [□] ×4(25) 5.5 [□] ×3(25)	サウナ室除外工事	LKGB線 50WV/AR6-120NS
Ⓜ	サーモユニット	PT100Ω温度ヒューズ付	1	2.0 [□] ×2 0.75 [□] ×3 (耐熱シールド線)	サウナ室除外工事	LKGB線
Ⓜ	防湿形ダウンライト	ダイクロハロゲン54W E11 3000K	3	2.0 [□] ×3 (19)	サウナ室除外工事	LKGB線 遮熱照明 ERD3401W (調光仕様)
Ⓜ	防湿形ユニバーサルDL	ダイクロハロゲン54W E11 3000K	1	2.0 [□] ×3 (19)	サウナ室除外工事	LKGB線 遮熱照明 ERD3286W (調光仕様)
Ⓜ	ペンチ権間換気照明	24V 5W/m 23M+045+2.75M H15.5M LEDライン照明 電球色2700K	1	2.0 [□] ×3 (19)	サウナ室除外工事	LKGB線 (富士メディシエ/FCFS-A3014-WW)
Ⓜ	火災感知器	150°C定温式スポット型	1	1.25 [□] ×4 (19)		LKGB線 (防火検知工事) (電気設備工事)
Ⓜ	非常用押しボタン	埋込型	1	1.25 [□] ×2 (19)	サウナ室除外工事	LKGB線 パナソニック/EK50
Ⓜ	スピーカー (耐熱)	非常放送用	1	1.25 [□] ×3 (19)		耐熱電線 (防火設備工事) (電気設備工事) (東空 (TOA) / BS-4D)
Ⓜ	スピーカー (耐熱)	BGM用	1	1.25 [□] ×3 (19)	サウナ室除外工事	耐熱電線 (防火設備工事) (電気設備工事) (東空 (TOA) / BS-4D)
Ⓜ	タイマー	12分計	1	2.0 [□] ×3 (19)	サウナ室除外工事	LKGB線
Ⓜ	ジャンクションボックス		7			(1次側電気工事)
Ⓜ	操作盤 (制御盤)	1in1 ELB付	2			

【備考】

1	操作盤回路	サウナ室操作盤へ接続 入力3P-200V、AC-100V D種接地工事	(1次側電気工事)
2	照明回路	照明開光スイッチへ接続 (タイマーは調光無し)	(1次側電気工事)
3	火災警報回路	火災警報回路 (サウナ室単独一警戒区域) へ接続	(1次側電気工事)
4	押しボタン回路	警報回路 (ナースコール) 操作盤内受信装置へ接続	(1次側電気工事)
5	放送回路	非常放送回路へ接続	(1次側電気工事)
6	BGM放送回路	BGM放送回路へ接続	(1次側電気工事)

【特記事項】

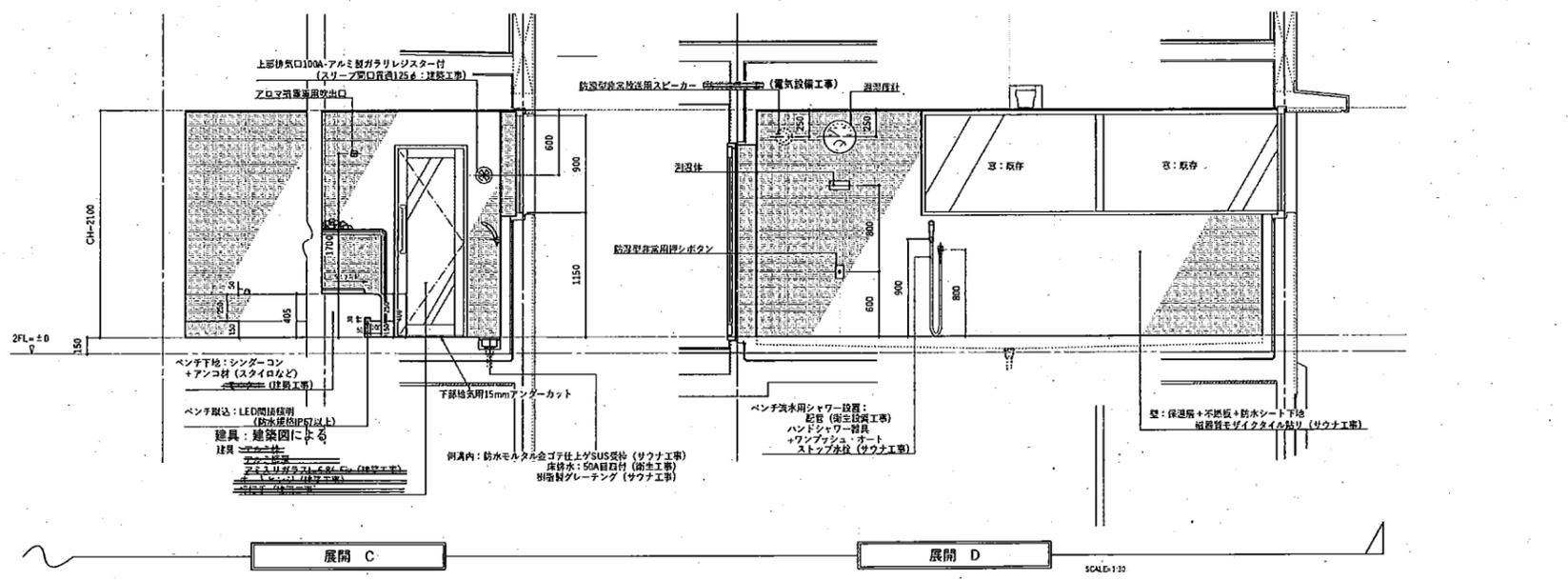
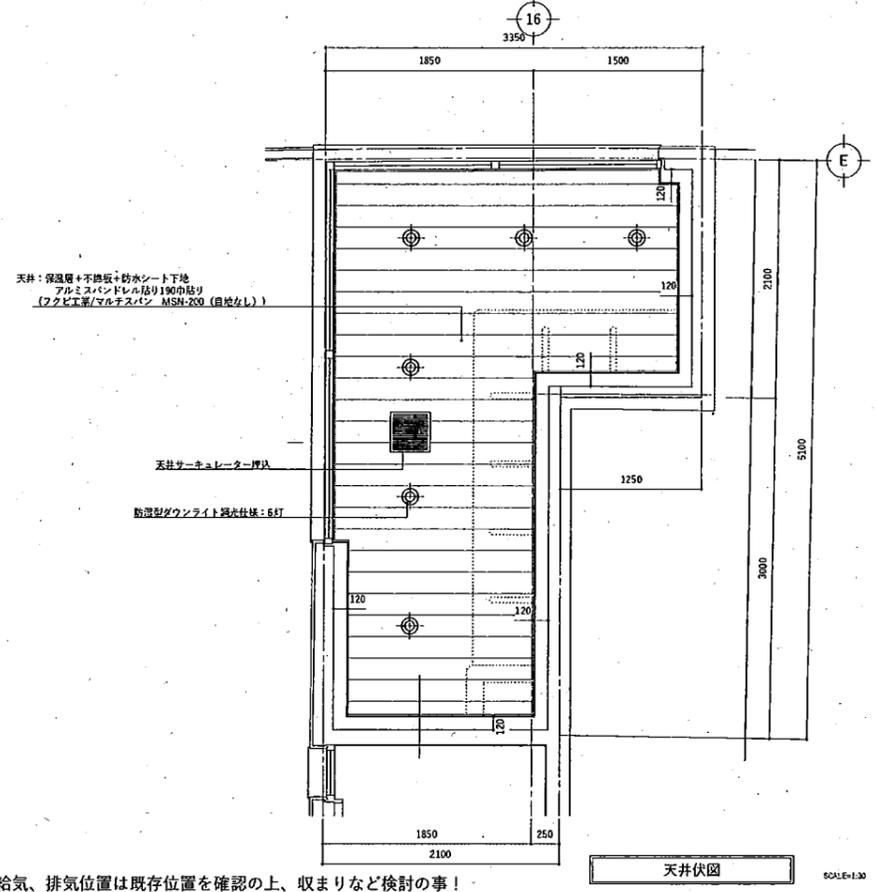
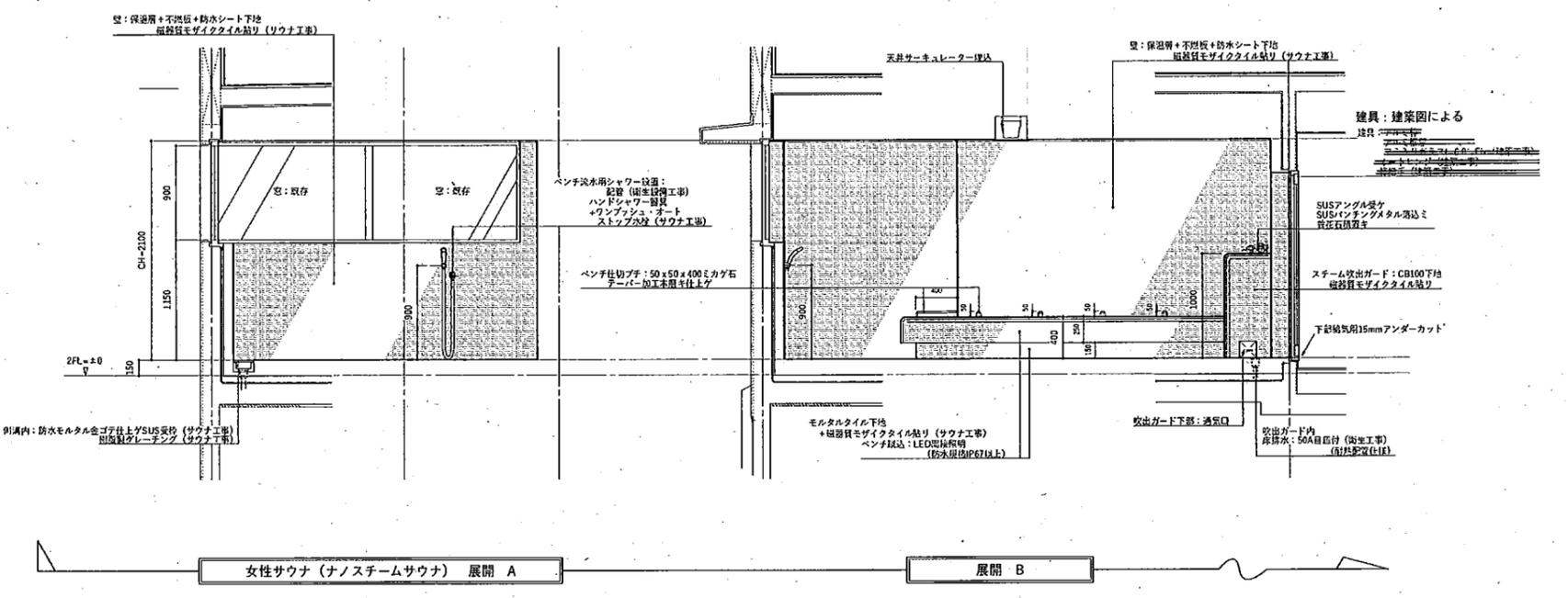
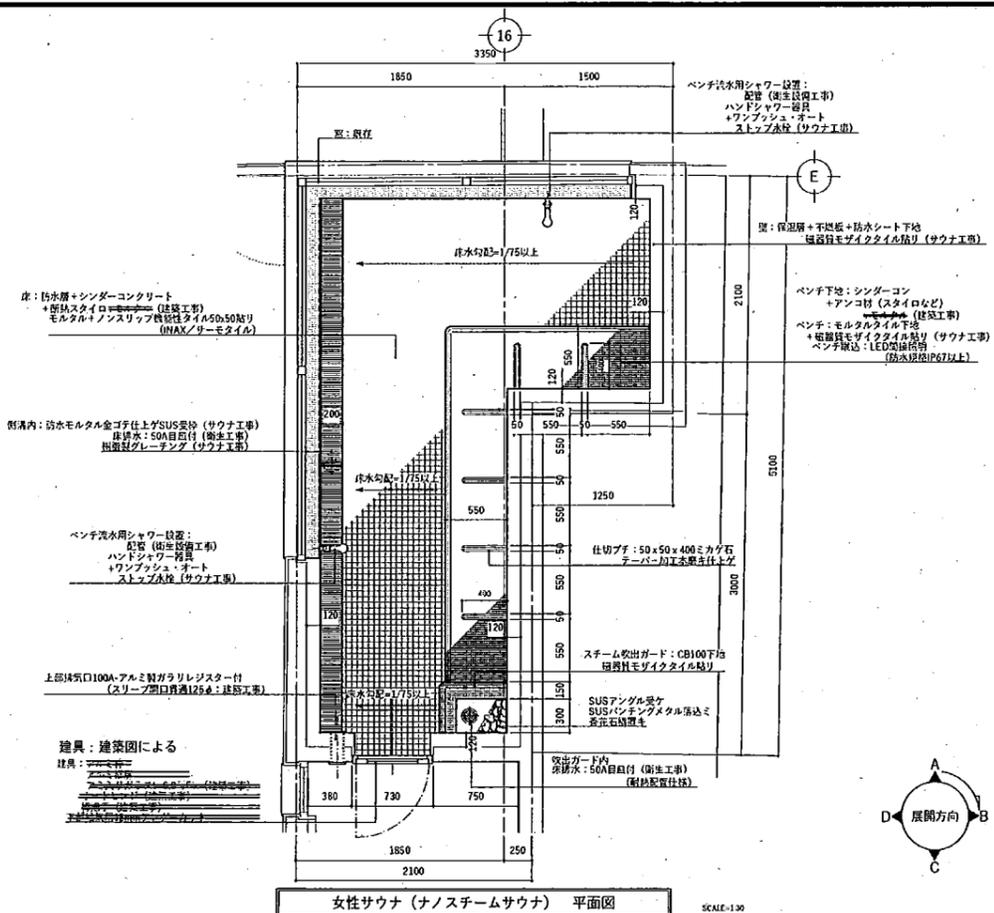
- 線ハ1次側電気工事 操作盤取付位置明記無き場合は打合せの上決定の事
- 線ハ2次側電気工事 天井点検口は建築工事とする
- サウナ室天井裏には他の用途に共するガス管及び電線等が貫通していない事

※ 操作盤 (制御盤) は漏電と感電の危険性を無くするため温度ヒューズ回路はAC24Vとする。

株式会社 NSP設計
一級建築士事務所
一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0553号
一級建築士登録第188667号 柴田 安彦

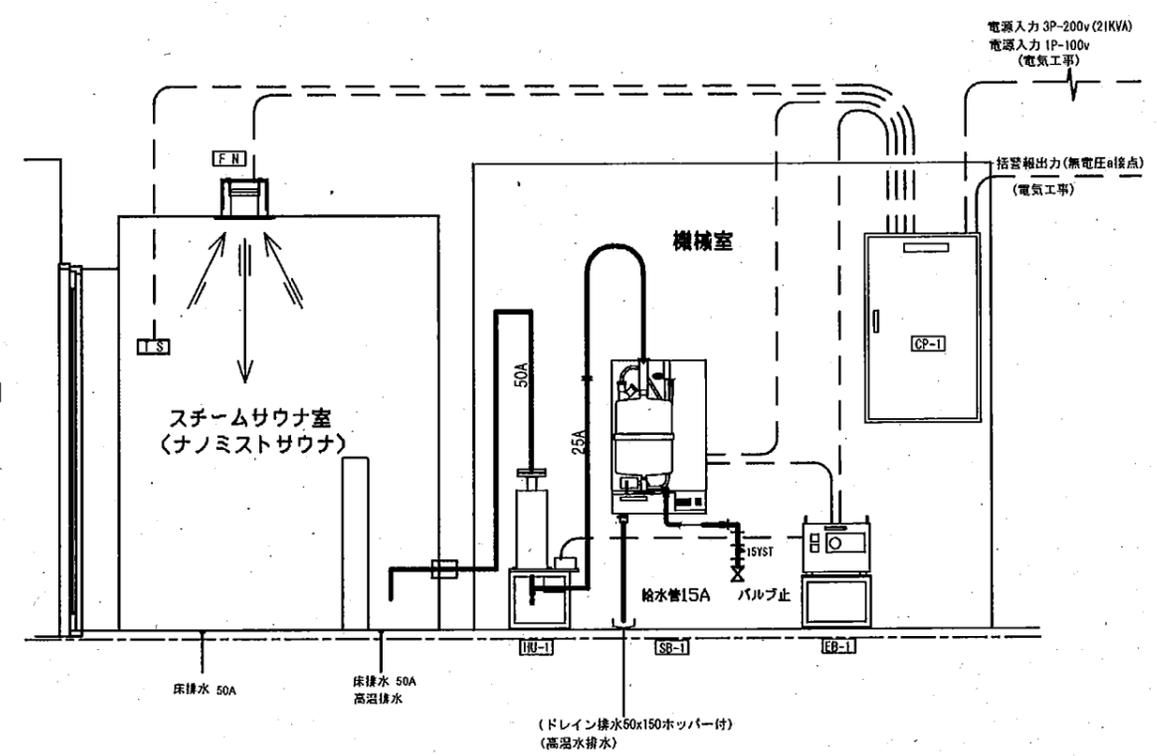
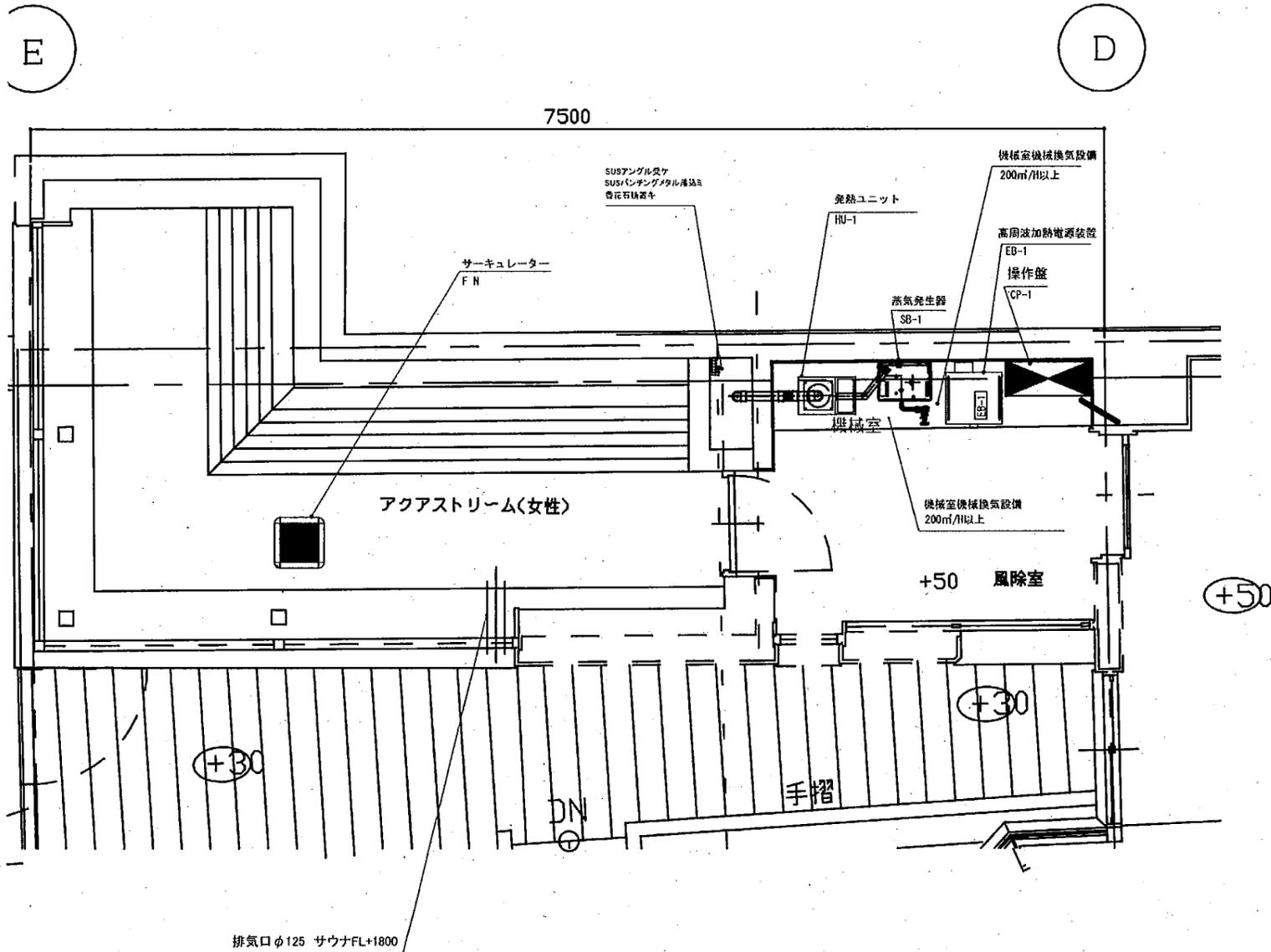
年月日 2024年度 図面番号 工事名 きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事
承認 設計 図面名 サウナ2
SCALE

図面番号 A 405

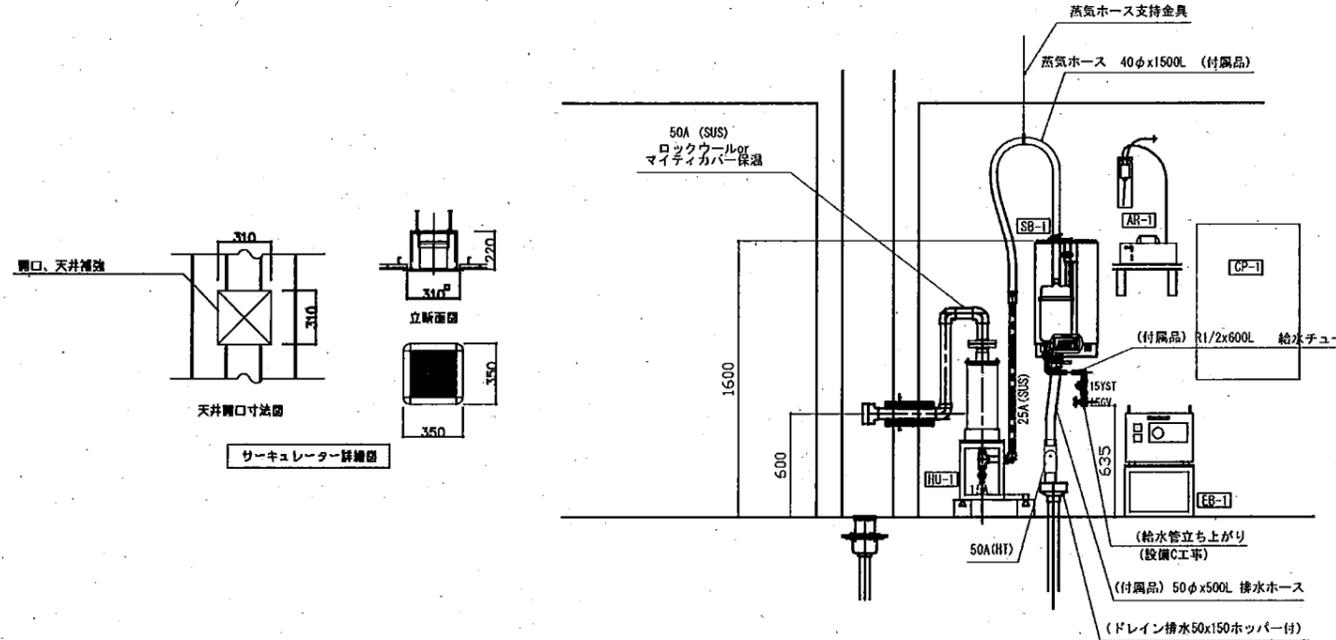


※給気、排気位置は既存位置を確認の上、収まりなど検討の事！
 ※床排水口位置は既存位置を確認の上、収まりなど検討の事！
 ※ドア、窓サッシ形状、収まりなど再度既存窓の形状、寸法などの絡みを考慮の上検討施工取付の事！
 ※既存、現状寸法などは再度現場寸法、取合確認、打合せの上、施工の事！

 NSP設計 株式会社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0553号 一級建築士登録第189667号 柴田安章	年月日	2024年度	図面番号	工事名	きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事	図面番号	A
	承認	設計	図面名	サウナ 3	SCALE	406	



配管系統図 NONSCAL



スチームサウナ(ナノミストサウナ)設備 機器表						
記号	名称	仕様	数	電気容量	使用電線	備考
SB-1	蒸気発生器	型式 電極式蒸気加湿器 相当蒸発量3~15kg/h SEC-15	1	14.7 Kw-3相200v	CV8sq-3c+E5.5sq	
HU-1	発熱ユニット	型式 Super-HI-10 蒸気量~10kg 蒸気温度~500°C 空冷式	1		機器専用ケーブル	
EB-1	高周波加熱電源装置	型式 HI-HEATER 2005S	1	6 Kw-3相200v	CV5.5sq-3c+E5.5sq	
AR-1	芳香装置	型式 エコセントリモート	1	40w-AC100v	VVFI.6-3c	
F.N.	サーキュレーター	型式 F120 (防湿対応仕様)	1	7w-DC12v	CVV1.25sq-3c	
CP-1	操作盤	型式 屋内壁掛型 機械室内に取付	1			電源入力は電気工事
T.S.	温度センサー	型式 Pt100Ω	1		CVVS1.25sq-3c	

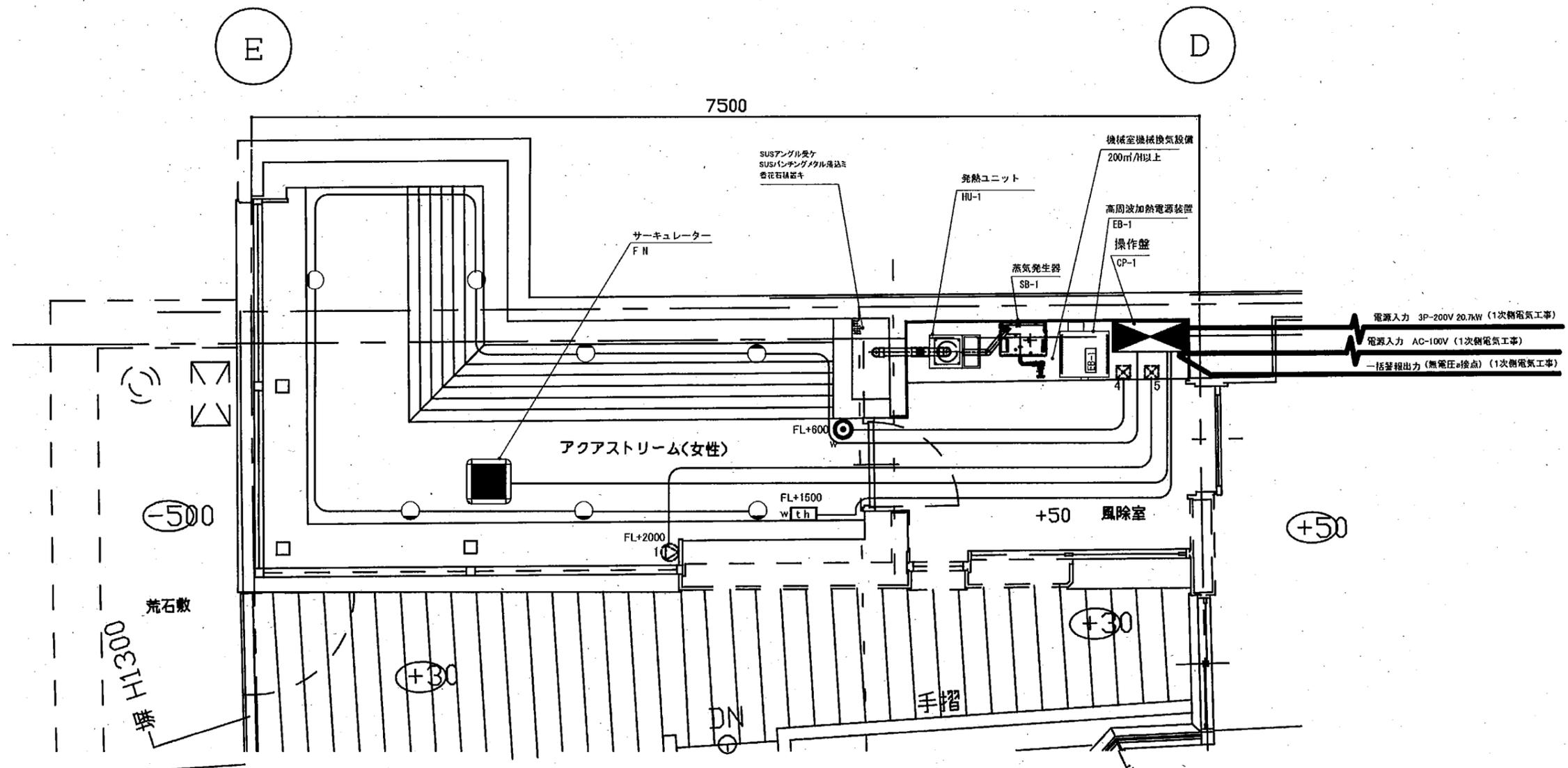
株式会社 NSP設計
 一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0553号
 一級建築士登録第188667号 柴田 安章

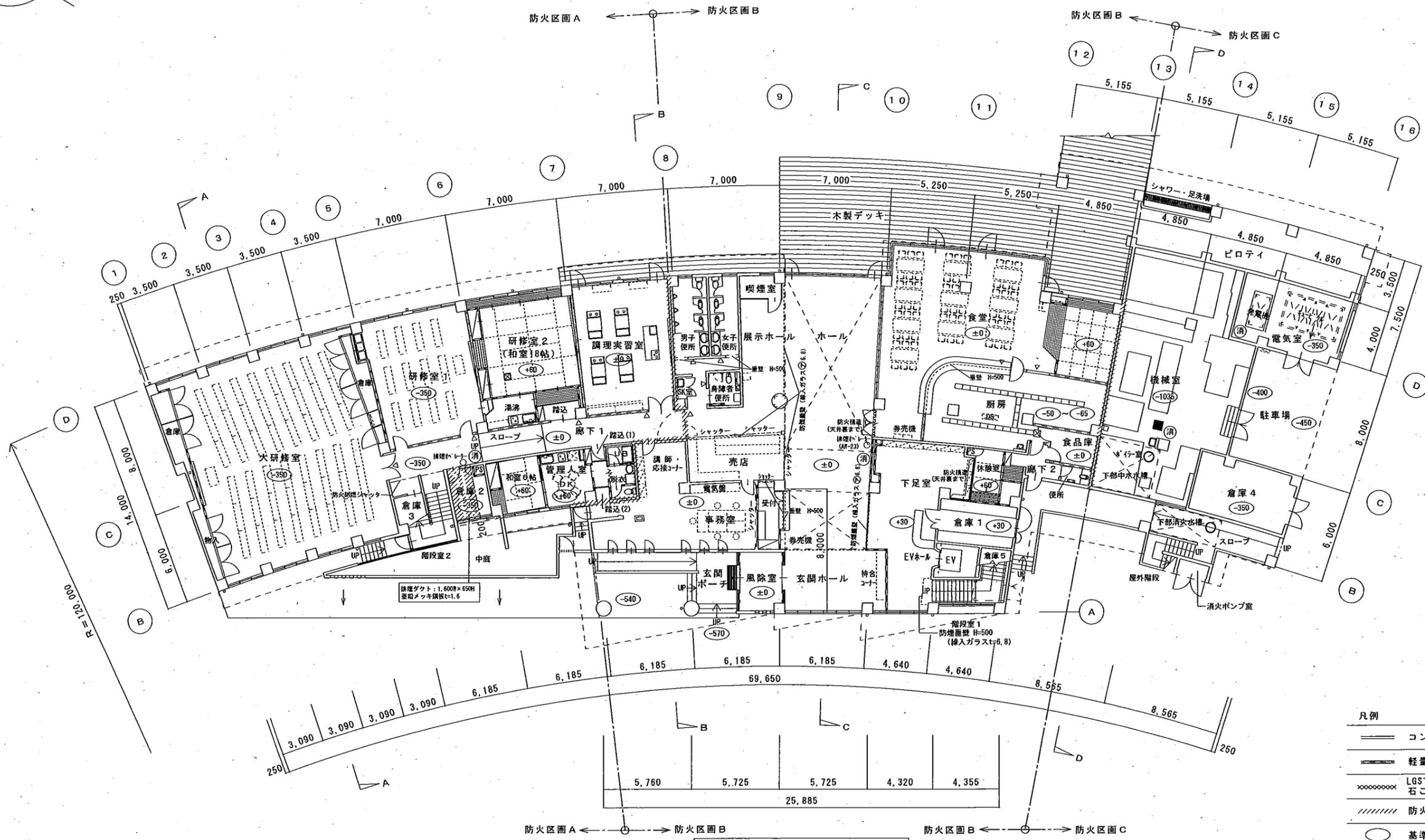
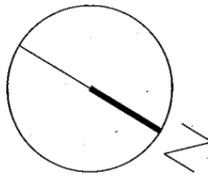
年月日 2024年度
 設計 図
 工事名 きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事
 図面名 サウナ4
 SCALE
 図面番号 A/407

記号	名称	仕様	数	電気容量	使用電線	備考
SB-1	蒸気発生器	型式 電極式蒸気加湿器 相当蒸気量3~15kg/h SEC-15	1	14.7 Kw-3相200v	CV8sq-3c+E5.5sq	
HU-1	発熱ユニット	型式 Super-Hi-10 蒸気量~10kg 蒸気温度~500℃ 空冷式	1		機器専用ケーブル	
EB-1	高周波加熱電源装置	型式 HI-HEATER 2005S	1	6 Kw-3相200v	CV5.5sq-3c+E5.5sq	
AR-1	芳香装置	型式 エコセントリモート	1	40w-AC100v	VVF1.6-3c	
FN	サーキュレーター	型式 F120(防湿対応仕様)	1	7w-DC12v	CVV1.25sq-3c	
CP-1	操作盤	型式 屋内壁掛型 機械室内に取付	1			電源入力は電気工事
TS	温度センサー	型式 Pt100Ω	1		CVV1.25sq-3c	

記号	名称	仕様	数	2次側電線	1次側電線	備考
w E11	測温体	PT100Ω	1	1.25 [□] ×3 (PF16)	スチームサウナ除外工事	耐熱シールド線
○ w	防湿型 プラケット照明	ミニクリプトン球 36W E11	7	2.0 [□] ×3 (PF16)	スチームサウナ除外工事	CV線 パナソニック製 NLG86464
⊙ w	防滴型非常用押ボタン	ボックス付	1	1.25 [□] ×3 (PF16)	スチームサウナ除外工事	CV線 パナソニック製 WS66712K
⊗ w	防滴型スピーカー	非常放送用	1	1.25 [□] ×3 (PF16)		耐熱電線 JVCビクター SB-H60 (電気設備工事)(防湿設備工事)
⊠	ジャンクションボックス		2			(1次側電気工事)
⊞	操作盤	1in1 ELB付 照明制御込	1			設置位置:機械室

- 【備考】
- 操作盤回路 操作盤へ接続 入力3P-200V 1P-100V D種接地工事 (1次側電気工事)
 - 照明回路 サウナ操作盤に照明スイッチ付
 - 火災警報回路 火災警報回路(スチームサウナ単独 警戒区域)へ接続 (1次側電気工事)
 - 4 押ボタン回路 警報回路へ接続 (1次側電気工事)
 - 5 放送回路 非常放送回路へ接続 (1次側電気工事)

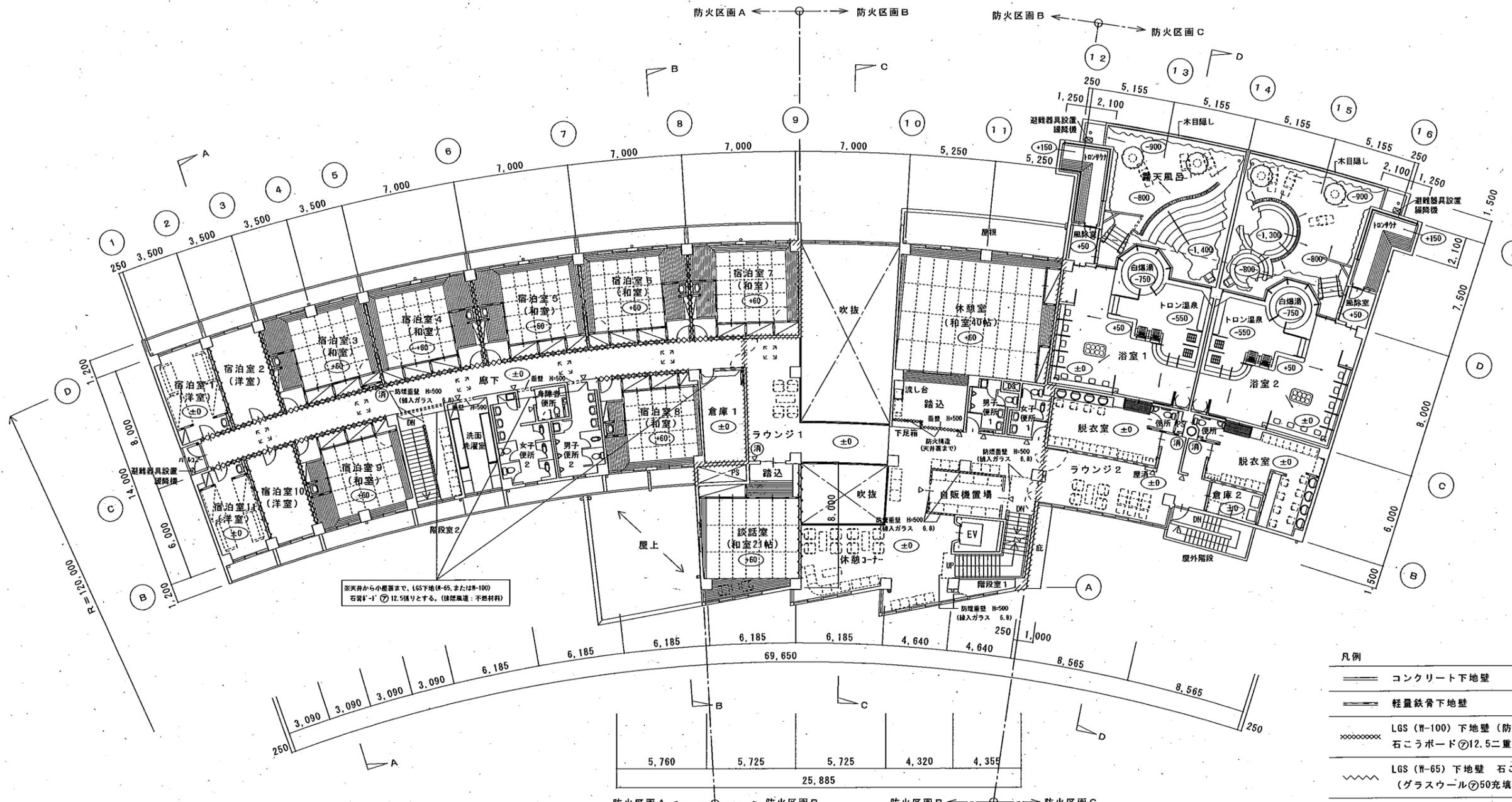
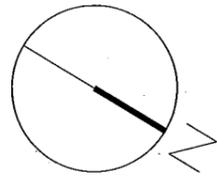




現況 1階平面図 1:200

- 凡例
- コンクリート下地壁
 - 軽量鉄骨下地壁
 - ×××××× LGS下地壁(防火構造) 石こうボード①2.5二重張り(ガラスカ⑦50充填)
 - ////// 防火区画ラインを示す
 - 基準FLからのレベル差(水上)
 - ▽ 室名札
 - ⊠ 床下点検口
 - ⊙ 消火器BOX(埋込型スチール焼付扉付) 消火器ABC10型(別途)
 - ←○ 換気扇 FD付
 - ⇄ 給気口(取付高さ天井高の1/2以下)FD付

 株式会社 NSP設計 一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0593号 一級建築士登録第188667号 柴田 安恵	年月日 2024年度	原簿番号 設計	工事名 きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事	図面番号 A 800
	現況 1階平面図(解体図)	SCALE 1:200	図面番号 A 800	

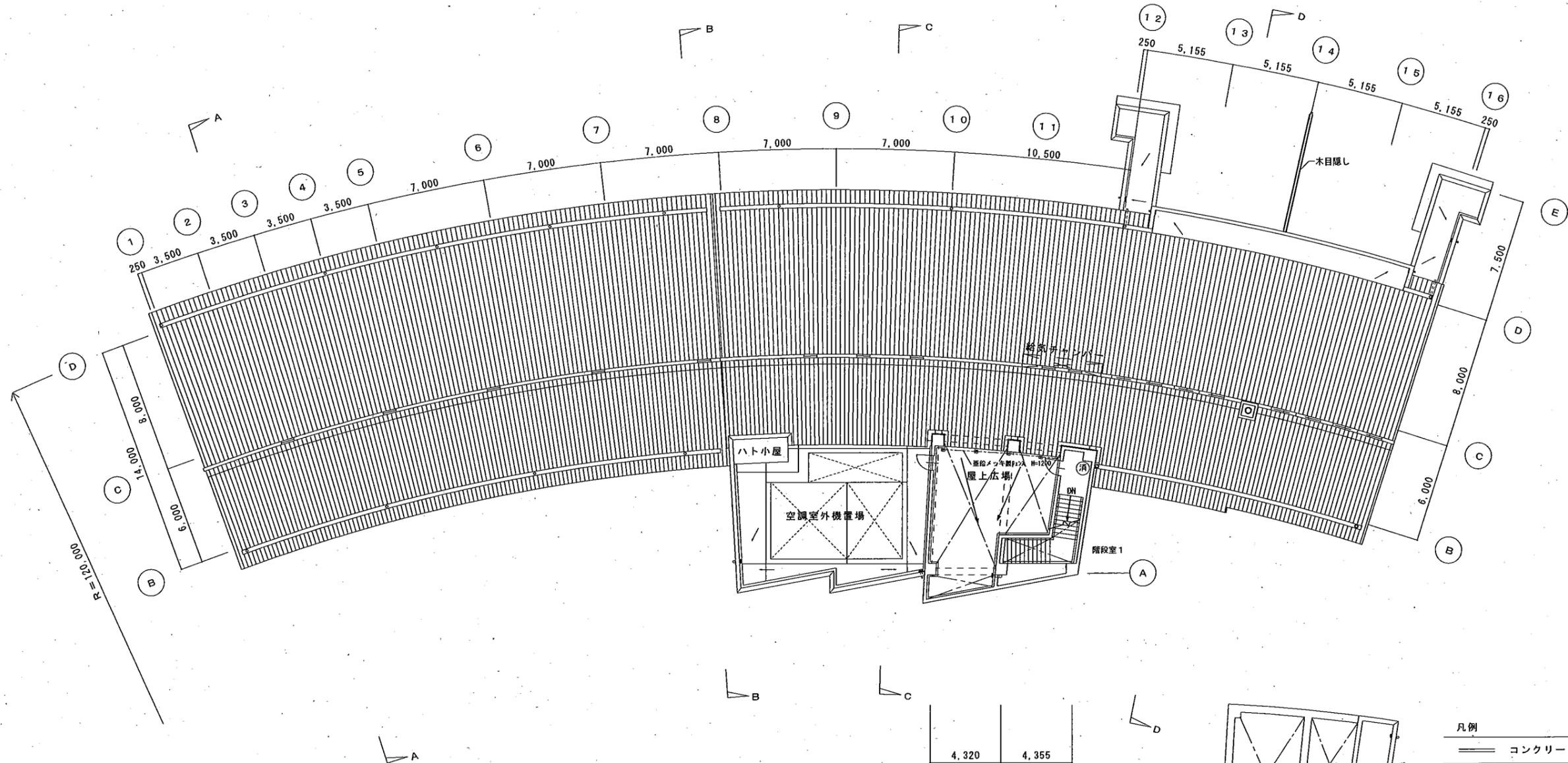
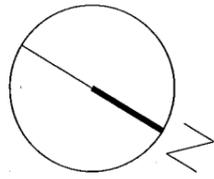


※天井から小根葉まで、LGS下地(厚-65,または厚-100) 石膏ボード⑦12.5張りとする。(緑線風通:不燃材料)

現況2階平面図 1:200

- 凡例
- コンクリート下地壁
 - 軽量鉄骨下地壁
 - ×××××× LGS (厚-100) 下地壁 (防火構造)
石膏ボード⑦12.5二重張り (グラスウール⑦50充填)
 - ~~~~~ LGS (厚-65) 下地壁 石膏ボード⑦12.5張り
(グラスウール⑦50充填) (天井下迄)
 - ////// 防火区画ラインを示す
 - 基準FLからのレベル差 (水上)
 - ▽ 室名札
 - ⊠ 床下点検口
 - ⊙ 消火器BOX (埋込型スチール焼付扉付)
消火器ABC10型 (別途)
 - ←○ 換気扇 F D 付
 - ⇄ 給気口 (取付高さ天井高の1/2以下) F D 付
 - ↑ 上部排煙用開口 (ルーバー付)

株式会社 NSP 設計 建築士事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0553号 一級建築士登録第188687号 柴田 安彦	年月日	2024年度	業務番号	工事名	きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事	図面番号	A
	承認	設計	西原 彰	SCALE	1:200	801	



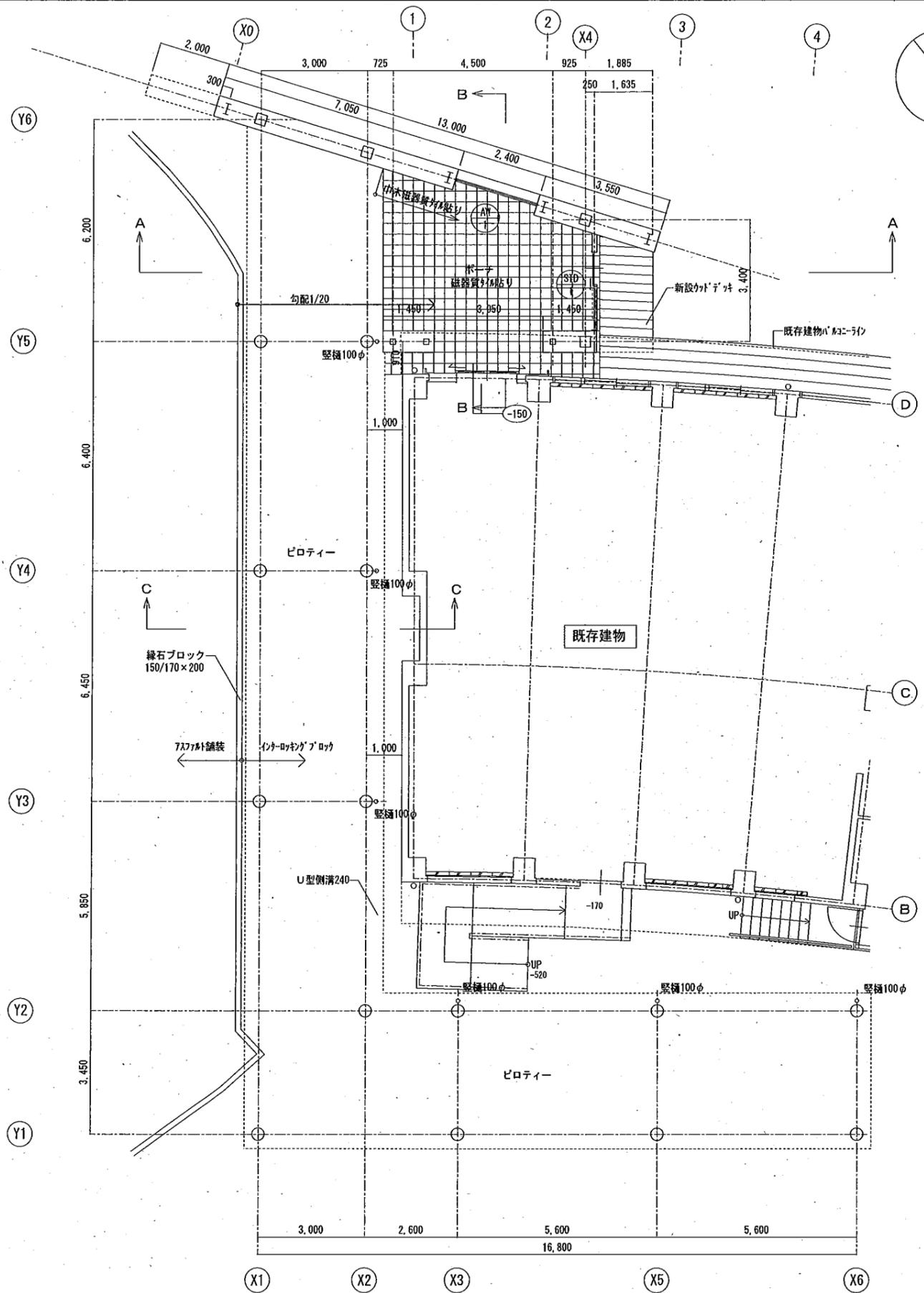
PH階平面図 1:200

PHR階平面図 1:200

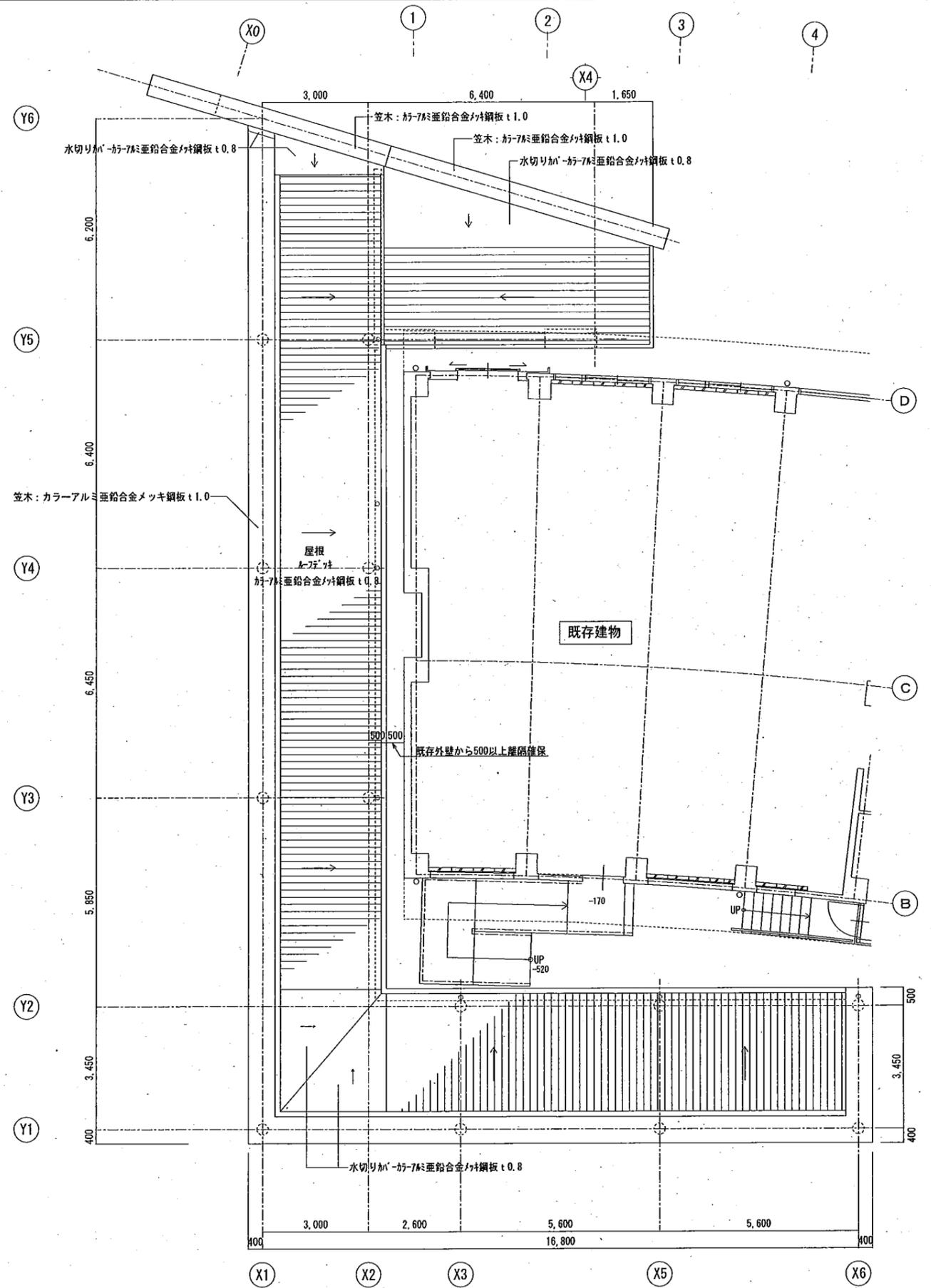
- 凡例
- コンクリート下地壁
 - 軽量鉄骨下地壁
 - 基準FLからのレベル差 (水上)
 - ⊙ 消火器ABC10型 (別途)

株式会社 NSP設計
 株式会社 建築士事務所
 一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0553号
 一級建築士登録第188667号 柴田 安史

年月日	2024年度	図面番号	802
工程名	きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事		
図面名	現況PH階平面図 (解体図)		
SCALE	1:200		



1階平面図 1:100



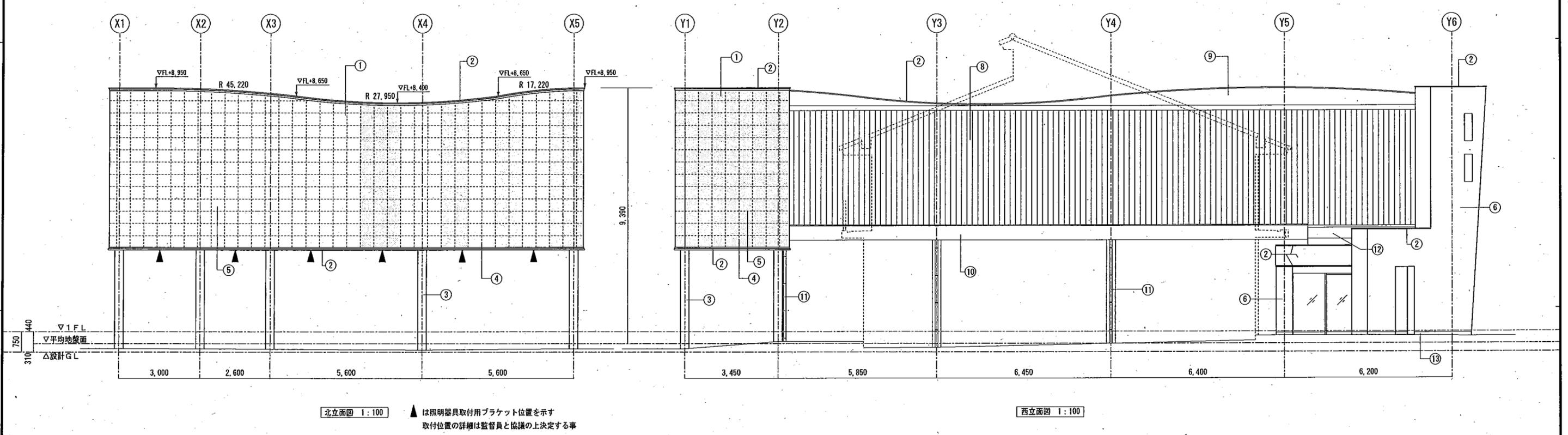
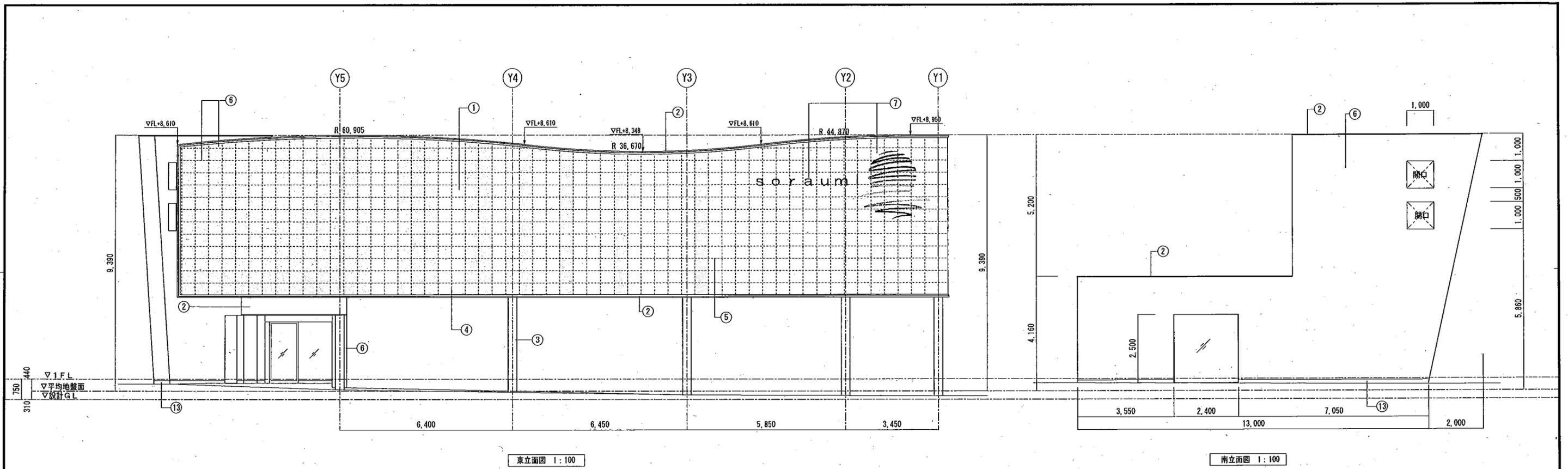
屋根伏図 1:100

NSP設計
株式会社
一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0553号
一級建築士登録第188667号 柴田 安彦

年月日 2024年度
設計

図名 平面図・屋根伏図
工事名 きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事
SCALE 1:100

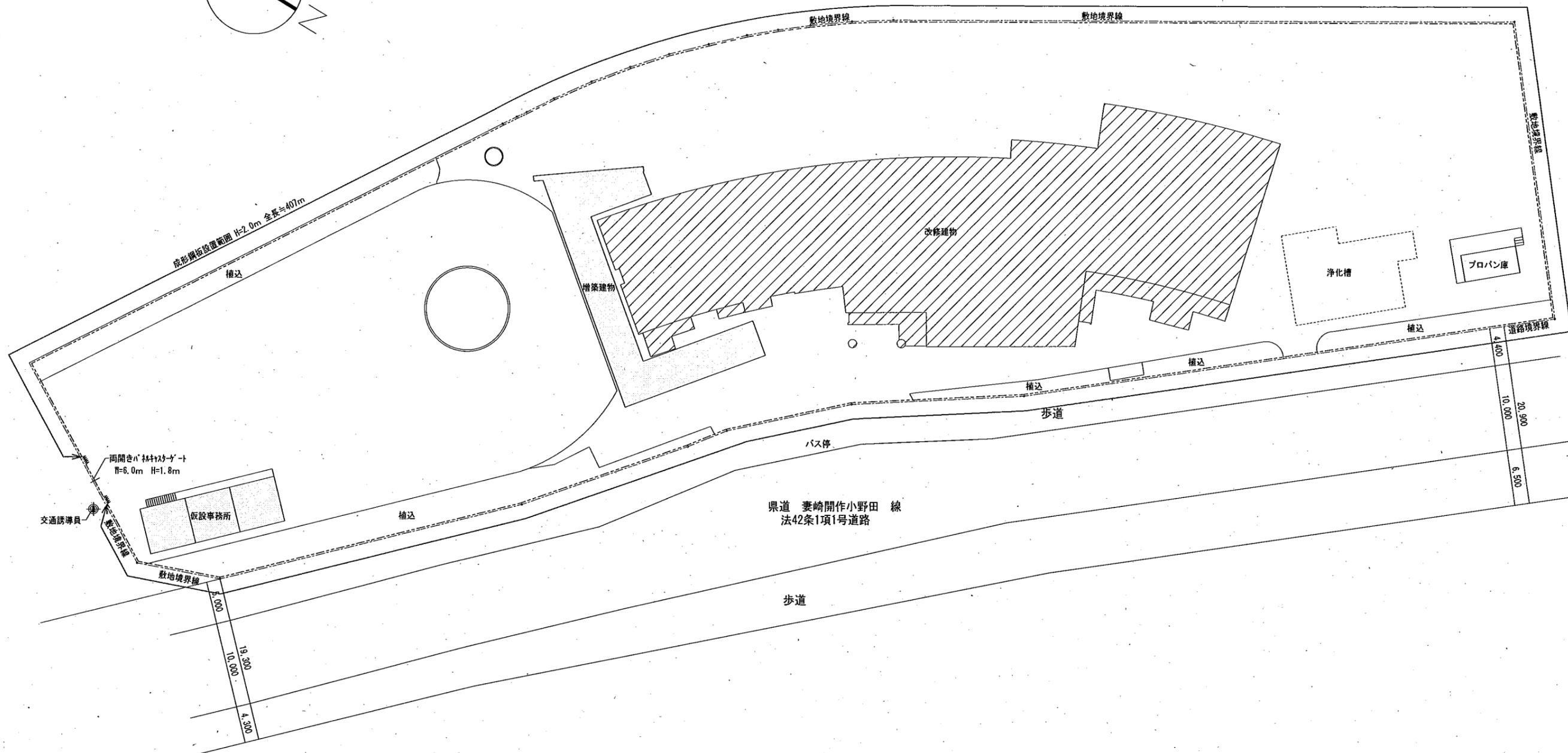
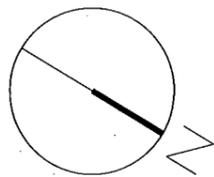
図番 A
908



①	ポリカーボネート樹脂製中空パネル t40	②	カラーアルミ亜鉛合金メッキ鋼板 t1.0	③	溶融亜鉛メッキの上DP塗装 (1級)	④	SUSフックφ501	⑤	横綱線φ450	⑥	サイディングボード t16 外装薄塗材 E	⑦	館名・シンボルマーク (サイン図参照)
⑧	カラーアルミ亜鉛合金メッキ鋼板ルーフェッキ t0.8	⑨	カラーアルミ亜鉛合金メッキ鋼板 t0.6	⑩	カラーアルミ亜鉛合金メッキ鋼板 t0.8	⑪	カラーVP100φ SUS網み金物	⑫	水切板カラーアルミ亜鉛合金メッキ鋼板 t0.8	⑬	コンクリート打放補修外装薄塗材 E		


株式会社 NSP設計
 一級建築士事務所 兵庫県知事登録 22(1)第0553号
 一級建築士登録第188667号 柴田 交章

年月日	2024年度	図面番号	立平面	工名	きらら交流館再整備事業 建築主体・機械設備工事	図面番号	A
設計		縮尺	1:100	立平面		図面番号	909



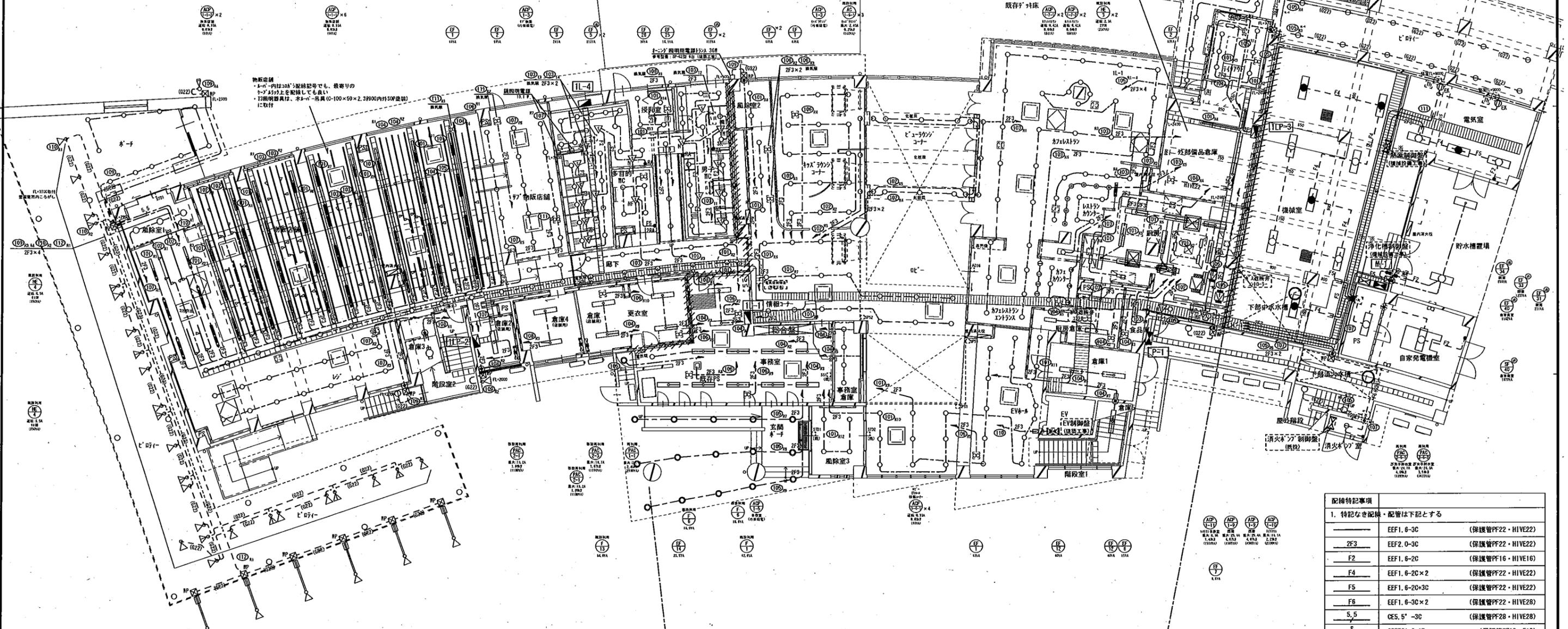
県道 妻崎開作小野田 線
法42条1項1号道路

- 特記事項
- 1 着工時期、工期、周辺状況等を考慮し工事着手前に仮設計画図を提出して監督員の承諾を得ること。
 - 2 工事の施工にあたり、施工順序を発注者と検討の上、効率的な施工に心掛ける事。
 - 3 本仮設計画は、最低限度のものを示し、作業内容・天候等により近隣及び通行者等に対し不備のある場合は監督員と協議し速やかに対応すること。
 - 4 交通誘導員は工事期間中常駐とする。
 - 5 工事関係車両等の出場時にはタイヤなどの洗浄を行うなど周辺に悪影響を及ぼさないように注意し、万一の場合は速やかに対処すること。
 - 6 現場事務所（作業員・監督職員詰所）の設置場所は協議の上、決定する事。
 - 7 工事により周辺道路等に損傷を与えた場合は、工事完了までに現状復旧を行うものとする。

株式会社 NSP 設計 <small>一級建築士事務所 広島県知事登録 22(1)第0553号 一級建築士登録第188667号 柴田 安章</small>	年月日	2024年度	図面番号	設計番号	工事名	きらら交流館再整備事業 建築主体工事	図面番号	A
	業種	設計	図面名	仮設計画図	SCALE	1:350	縮尺	1000



水子 NDL1 10	風除室1 DL4 3	物販店舗(0-1-部) T3 41 SP1 43	リ'物販店舗 DL8 15	女子MC DL9 20	授乳室 DL1 4	男子MC DL9 15	風除室2 DL4 2	カナルストン DL4 29 UH1 3	カナルストン DL4 3 PH1 4 UH4 3	厨房倉庫 V2 2 V3 1	厨房 NV1 10 FL1 6	NC前 DL2 1	EV(017-足洗場) NCL2 12	子供外 DL4 6 FL2 1	外部備品倉庫 VI 3
ビ'071-1 NSP1 18 NSP2 9		物販店舗(0'-通路) DL8 29		廊下 DL4 5 UH3 5	多目的MC DL1 4			キッズラウンジコーナー DL4 15 UH1 3	カナルストン DL4 7	NC DL2 1			EV(子供外前) NDL1 7		
プララ用 NSP5 1								ビュラララコーナー DL6 6 UH1 4	カナルストン DL4 5 DL5 7	食品庫 VI 1					
サワ用 NSP8 6															



倉庫3 V3 1	倉庫2 VI 1	倉庫4 VI 2	倉庫・更衣室 VI 4	事務室 V2 11 DL1 1	事務室倉庫 DL1 4 ID1 4	EVA-ル DL4 23
外部(階段前階段) NBK3 1	外部(階段外壁) NSP6 1		玄関ホ-子 NDL1 15	事務室入口 NDL1 1	DL- DL4 21	倉庫1 V3 2
				風除室3 DL4 4		倉庫5 V3 1

防火区画A ← ⊕ → 防火区画B 防火区画B ← ⊕ → 防火区画C

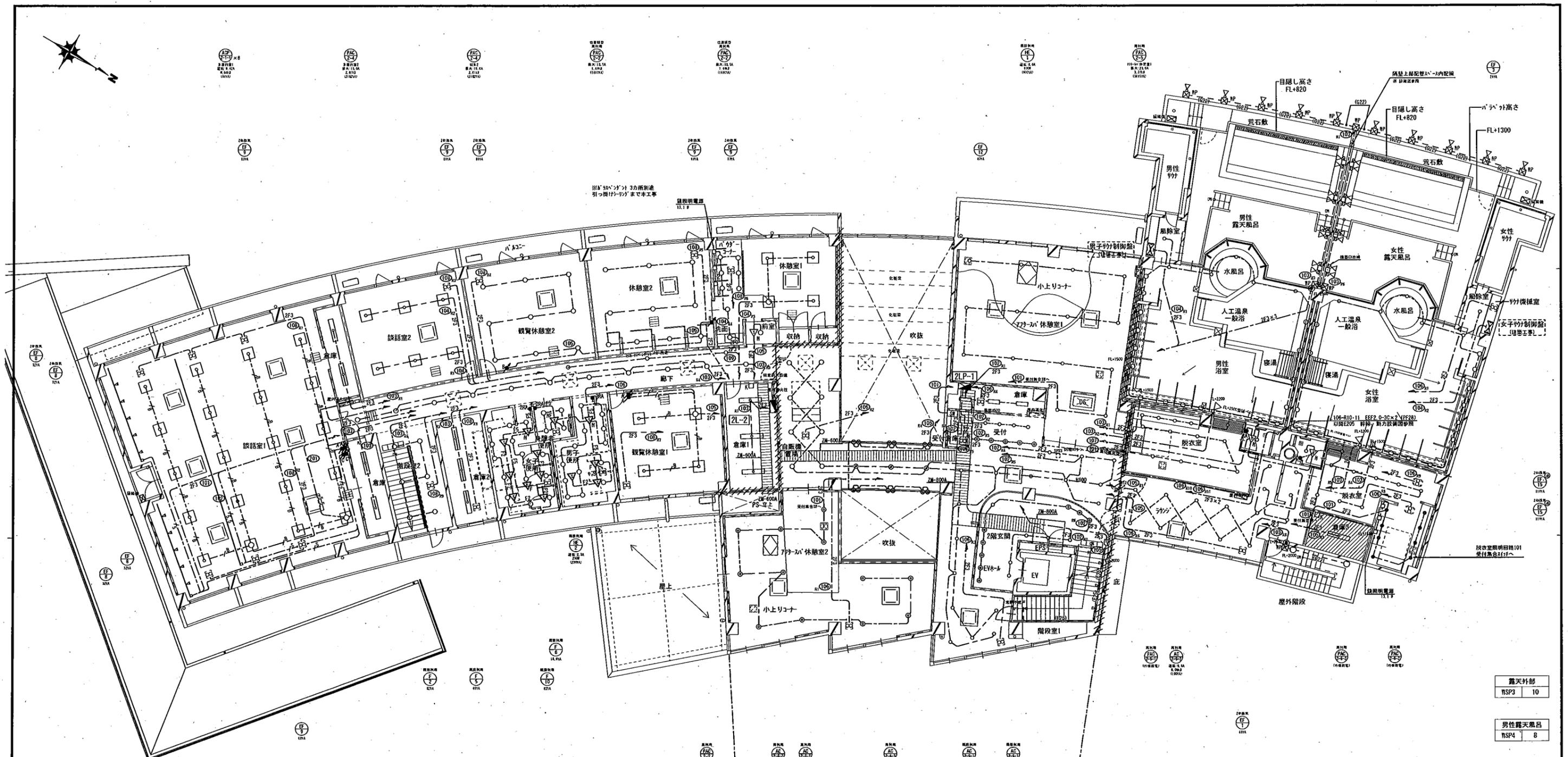
凡例			
記号	名称	記号	名称
■	電灯分電盤 (電灯・動力) (動力) (別途工事要記)	⚡A	PM 調光スイッチ
●	スイッチ IP15A×1	⚡B	位相制御 調光スイッチ 300VA
●	NP 防水スイッチ IP15A×1	⚡C	位相制御 調光スイッチ 800VA
●	nR 7/2線リネックス n回路	⊖EK	抜止めコネクタ 2P15AE付×1
▽H	人感センサー 親機 (明るさセンサー内蔵・8Aタイプ)	□K	ｶﾞｰﾌﾞﾚｯﾄ 新金属製
▽HF	人感センサー 子機 換気扇連動 (明るさセンサー内蔵)	⊠	ﾌﾞﾙｯｸｽ SS200口×200
▽F	人感センサー 子機 換気扇連動	⊠NP	ﾌﾞﾙｯｸｽ SS200口×200 (NP・SUS製)
▽	人感センサー 子機	⊙	貫通処理 ｳﾞﾙｽ 防犯用ｼｰｼｰ φ50 (管径: 換気扇・換気) 防火区画処理時 壁貫通 φ50(ｺﾝｸﾘｰﾄ) (ﾀﾞﾌﾞﾙ用) 国土交通大臣認定 ｸﾞﾗｽﾌﾞﾙｯｸ (0911) (管径: 換気扇・換気)
●RA	熱線センサー切替スイッチ 1回路 (入・切・連続)	⊕	ｷｰｽｲｯﾁ (機械設備工事)
●RA2	熱線センサー切替スイッチ 2回路 (入・切・連続)		
⊠SH	集合スイッチ B×6		

注) 施工(参考)
・機械室・電気室・自家発電機室(直天)の照明取付
取付金物(分-等)を用い、直天から浮かせて取付。露出配管配線は
その露出部分で保護して入れ、配線引出、引込部分を隠す事。

機械室 T1 4 T2 4	自家発電機室 T1 1	電気室 T1 2 T2 1
PS T1 1	貯水槽置場 NV1 2	消化ホ-子室 NCL1 1
外部階段 NBK3 2		

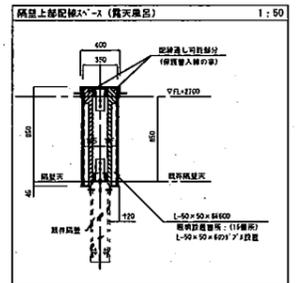
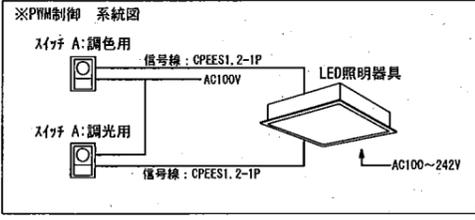
配線特記事項	
1. 特記なき配線・配管は下記とする	
EF1.6-3C	(保護管PF22・HIVE22)
2F3	EEF2.0-3C (保護管PF22・HIVE22)
F2	EEF1.6-2C (保護管PF16・HIVE16)
F4	EEF1.6-2C×2 (保護管PF22・HIVE22)
F5	EEF1.6-2C×3C (保護管PF22・HIVE22)
F6	EEF1.6-3C×2 (保護管PF22・HIVE28)
5,5	CES.5'-3C (保護管PF28・HIVE28)
5	CPEES1.2-1P (保護管PF16・E19)
52	CPEES1.2-1P×2 (保護管PF22・E25)
5	EEF1.6-3C (保護管PF22・E25)
5	CPEES1.2-1P (保護管PF16・E19)
B	EEF1.6-3C (保護管PF22・E25)
B	CPEES1.2-1P×2 (保護管PF22・E25)
2. 注記	
(1) 二重天井内はｺﾝｸﾘｰﾄとし、立上・下り、壁内は適合配管で保護	
(2) 屋外露出配管は、厚肉電線管(内外面共HDZ35以上)とする	
(3) 外壁面に取付ける場合は結露防止BOXを使用すること	
---	天井ｺﾝｸﾘｰﾄ
---	露出配管配線
---	床・天井・壁隠ぺい配管配線
---	ケーブル配線
---	配管突出し
---	1種金属線ぴ MNI-A
---	配線ﾌﾞﾗｯｸ (ﾌﾞﾗｯｸ・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ・ｼﾞｮｲﾝﾄ部品共)

年月日 2024年度	図面番号 E	工事名 きらら交流館再整備事業(電気設備工事)	図面番号 E
設計 1階 電灯設備(照明)配線図	図面名 SCALE 1:150	406	

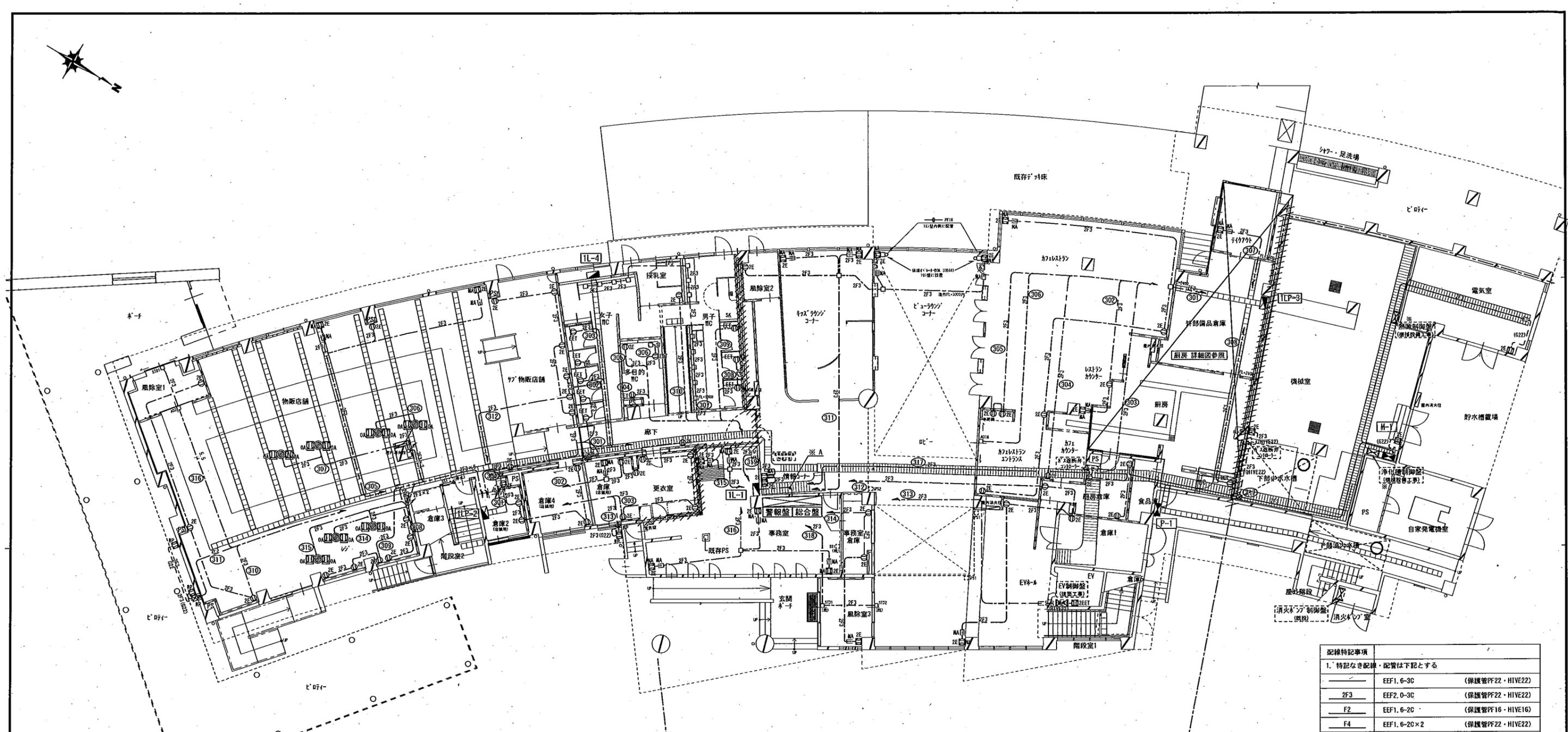


談話室1 BL1 20 SP3 10	談話室2 BL2 6	観覧休憩室2 DL1 9	休憩室2 DL1 10	休憩室1 BL2 4	廊下 DL4 11	自販機置場 DL4 8
倉庫(談話室南側) V3 2	階段室2 DL4 6	倉庫2 V3 3	女子便所 DL9 14	前室 DL2 1	観覧休憩室1 BL1 4	777-カ' 休憩室2 DL7 12
倉庫(談話室北側) V3 2			男子便所 DL9 13	ハジ'コナ'洗面 DL2 8	倉庫1 V3 3	
			身障者便所 DL9 4			

多目的室 照明制御
器具DL1
PWM制御 調光・調色
(スイッチ A×2)
器具SP3
位相制御 調光
(スイッチ C)



777-カ' 休憩室1 DL7 14	階段室1 SP2 4	男性更衣室 DL9 13	倉庫3 V1 1	露天外部 NSP3 10
倉庫 V3 3	2階玄関 DL4 23 DL5 8 UH2 12 UH5 3	男性更衣室C DL2 1	屋外階段 MR3 2	男性露天風呂 NSP4 8
受付 DL4 4 DL5 5	ラウンジ DL4 15	女性更衣室 DL9 9 DL10 8		女性露天風呂 NSP4 8
受付倉庫 V3 1		女性更衣室C DL2 1		男性浴室 MUH1 5 NSP7 1 MR1 16
				女性浴室 MUH1 5 NSP7 1 MR1 16
				風除室(男性側) MUH1 1
				風除室(女性側) MUH1 1



凡例		
記号	名称	備考
■	電灯分電盤 (電灯・動力) (動力) (別添工図参照)	
□	端子盤	
MA	コンセント MM1-A用入(ケーブル)に取付 (コンセント種別記) (施設が「NB」の場合はMM1-B用5m-Boxとする)	新金属製プレート
MA	コンセント露出SM*に取付 (コンセント種別記)	新金属製プレート
2E	2P15AE×2 (接地種付)	新金属製プレート
EET	2P15AE×1・ET×1 (接地種・接地端子付)	新金属製プレート
2EET	2P15AE×2・ET×1 (接地種・接地端子付)	新金属製プレート
MP	防水コンセント 2P15AE×2・ET×1	
MA	2重床内ケーブル用ケーブル差込形端子付	
MA	OAケーブル 2P15AE付×4 磁石ケーブルA3m付	
OR	ケーブル	
K	ケーブルプレート 新金属製	
MA	ケーブルボックス SS200□×200	
MP	ケーブルボックス SS200□×200 (MP・SUS製)	
○	貫通処理 ケーブル径はφ50 (ケーブル径は150mm)	青色: 強電用 黄色: 弱電用
○	防火区画処理材 壁貫通 φ50(ケーブル径) (ケーブル径) 耐火構造仕様の (φ300MM-071)	青色: 強電用 黄色: 弱電用

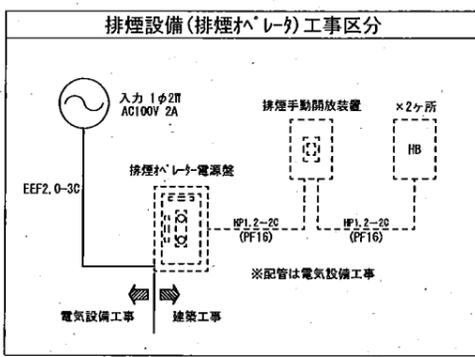
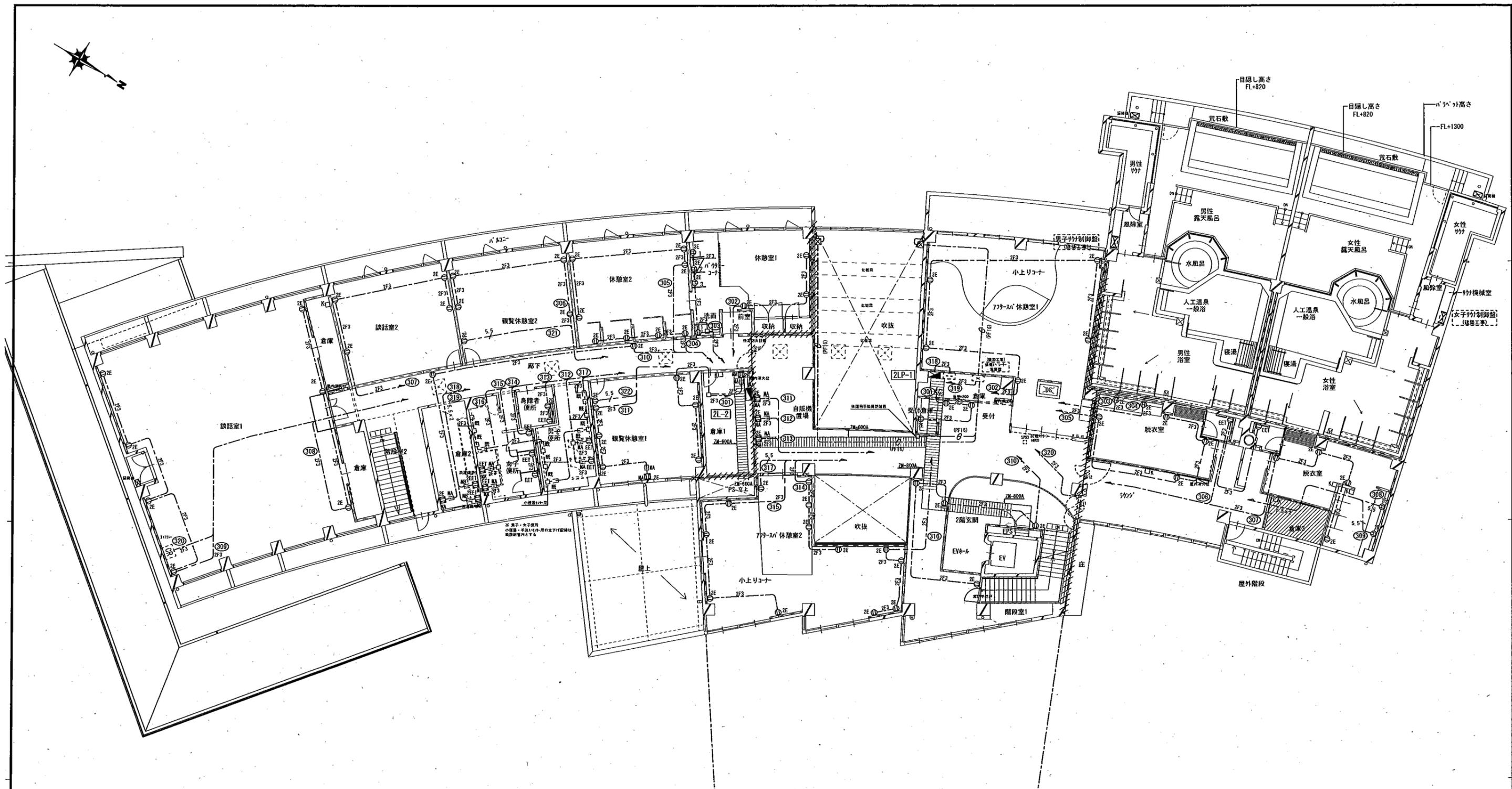
防火区画A ← → 防火区画B

※ A (総合盤用)

AMP	
TEL	
警報盤	
自火報	
端子盤	
リモコン	EM-EEF2, 0-3C×11
トラ呼び	
ITV	
総合1	
総合2	

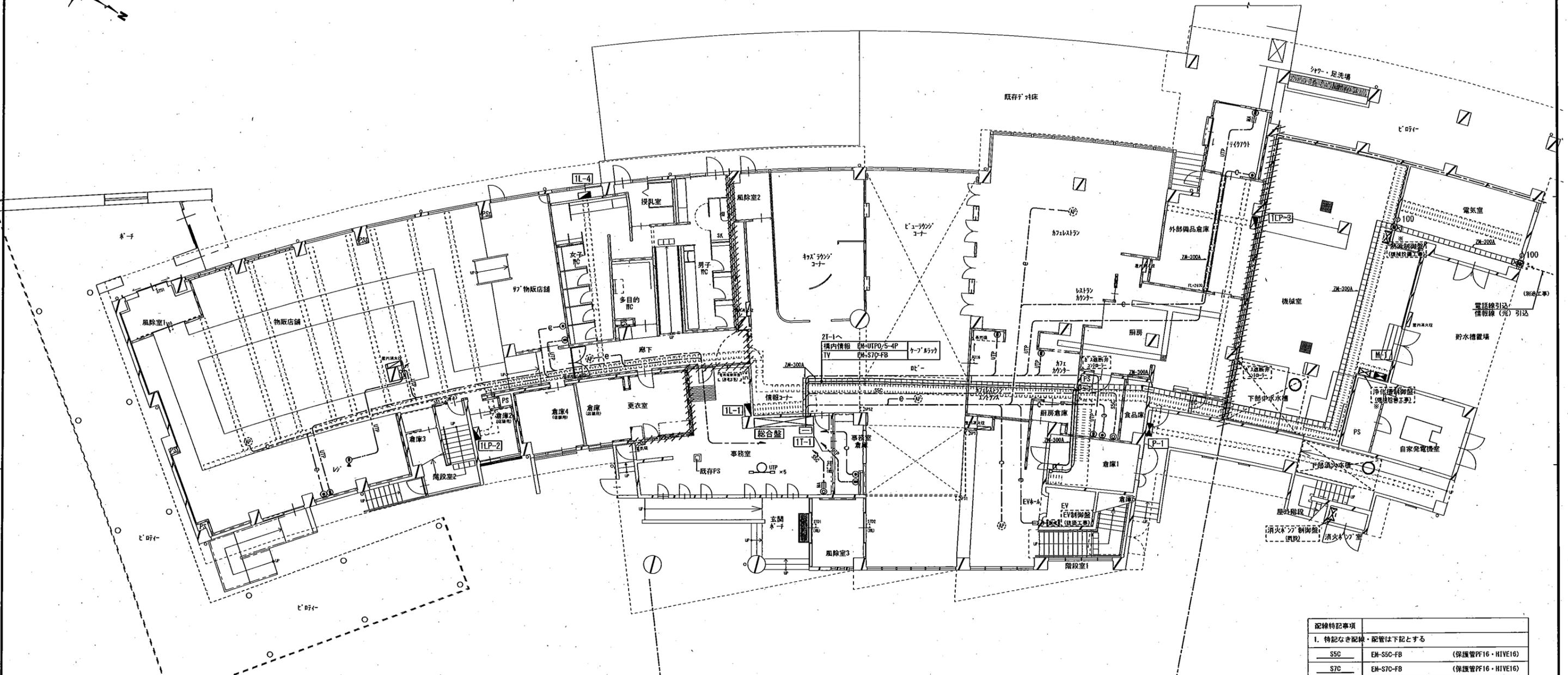
防火区画B ← → 防火区画C

配線特記事項	
1. 特記なき配線・配管は下記とする	
—	EEF1, 0-3C (保護管PF22・HIVE22)
2F3	EEF2, 0-3C (保護管PF22・HIVE22)
F2	EEF1, 0-2C (保護管PF16・HIVE16)
F4	EEF1, 0-2C×2 (保護管PF22・HIVE22)
F5	EEF1, 0-2C×3C (保護管PF22・HIVE22)
F6	EEF1, 0-3C×2 (保護管PF22・HIVE28)
5,5	CE5, 5" -3C (保護管PF28・HIVE28)
S	OPEE1, 2-1P (保護管PF16・E19)
S2	OPEE1, 2-1P×2 (保護管PF22・E25)
A	EEF1, 0-3C (保護管PF22・E25)
A	OPEE1, 2-1P (保護管PF16・E19)
B	EEF1, 0-3C (保護管PF22・E25)
B	OPEE1, 2-1P×2 (保護管PF22・E25)
2. 注記	
(1) 二重天井内はケーブルとし、立上・下り、壁内は適合配管で保護	
(2) 屋外露出配管は、厚鋼電線管 (内外面共HD35以上) とする	
(3) 外壁面に取付ける場合は結露防止BOXを使用すること	
---	天井ケーブル
---	露出配管配線
---	床・天井・壁間ケーブル配線
---	ケーブルケーブル配線
---	配線は既設配管に入線
---	OAケーブル内ケーブル配線
---	配管突出し
MA	1種金属ケーブル MM1-A
MB	1種金属ケーブル MM1-B



防火区画A ← → 防火区画B ← → 防火区画B ← → 防火区画C

年月日 2024年度	図面番号 設計	工事名 きらら交流館再整備事業(電気設備工事)	図面番号 E
業種 設計	図面名 2階 電灯設備(コト)配線図	SCALE 1:150	502

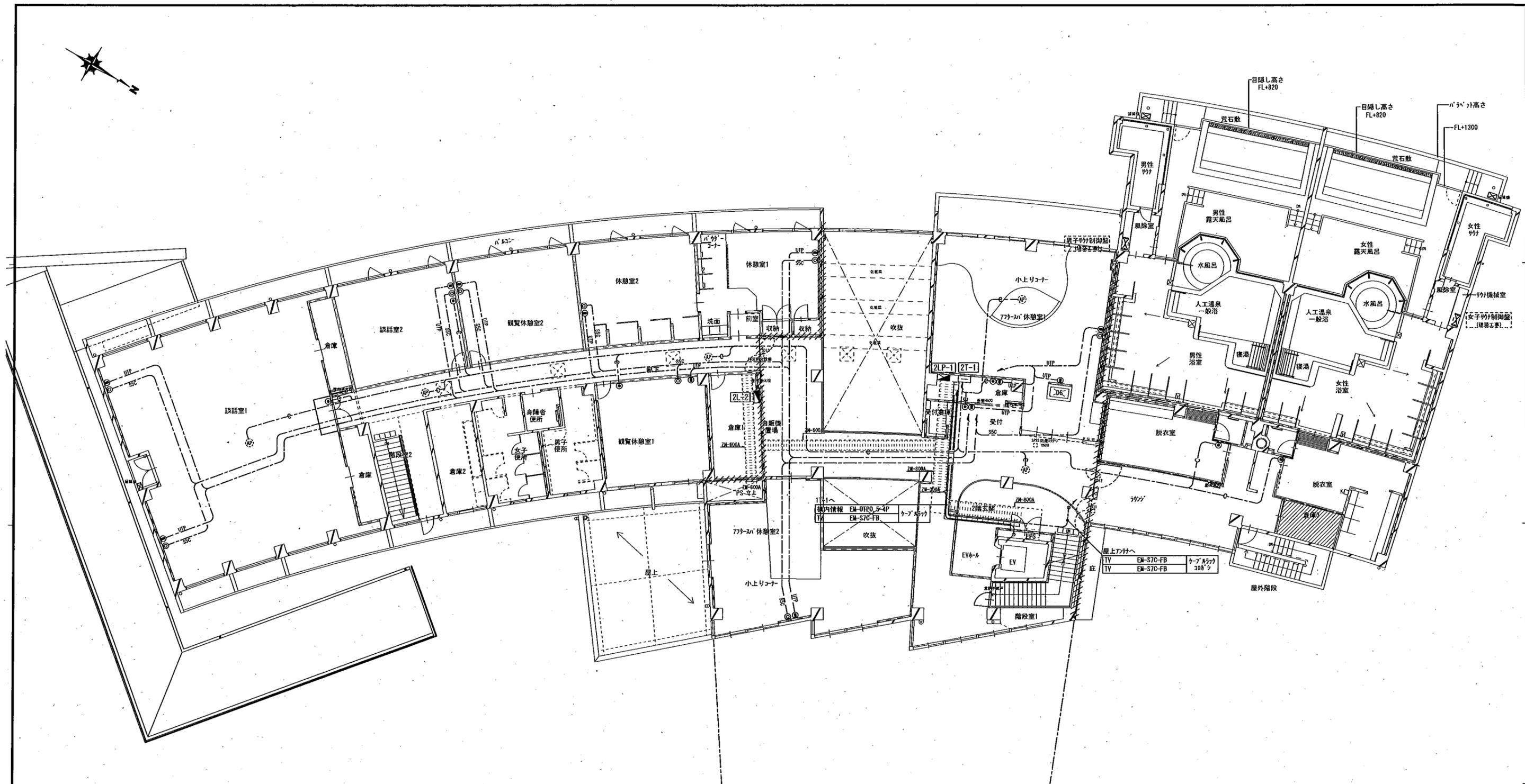


記号	名称	
■	電灯分電盤 (電灯・動力) (動力) (別途工事手配)	
□	端子盤	
◎	モジュラーケーブル (6線4芯)	金属製プレート (電話)
◎	テレビ端子 SH-7F	金属製プレート (TV)
◎	情報用コネクタ	金属製プレート (LAN)
◎	床下791111ケーブル	配線 5m見込む
◎	791111ケーブル (別途工事)	791111ケーブル(中流440付) 止め
HUB	HUB (別途工事)	
MP	ケーブル 5S2000×200 (MP・SUS製)	
MP	ケーブル 5000×300 V	
EH-UIPO.5-4P	EH-UIPO.5-4P (両端未成端処理)	事務室 15m見込む
電話機	電話機 (別途工事)	
K	ケーブルプレート 新金属製	
防火区画貫通処理	防火区画貫通処理: φ50×2	国土交通大臣認定番 PS060ML-0971
貫通処理 防火	貫通処理 防火 留記無しは φ50	青色: 強電用
貫通処理 防火	貫通処理 防火 留記無しは φ50	青色: 弱電用
防火区画貫通処理	防火区画貫通処理 壁貫通 φ50(ケーブル)	青色: 強電用
防火区画貫通処理	防火区画貫通処理 壁貫通 φ50(ケーブル)	黄色: 弱電用

配線特記事項	
1. 特記なき配線・配管は下記とする	
S5C	EH-S5C-FB (保護管PF16・HIVE16)
S7C	EH-S7C-FB (保護管PF16・HIVE16)
UIP	EH-UIPO.5-4P (Cat6) (保護管PF16・HIVE16)
C	空配管 (PF22)
2. 注記	
(1) 二重天井内は300mmとし、立上・下り、壁内は適合配管で保護	
(2) 屋外露出配管は、厚鋼電線管(内外面共HDZ35以上)とする	
(3) 外壁面に取付ける場合は結露防止BOXを使用すること	
----	天井300mm
----	露出配管配線
----	床・天井・壁間へ配管配線
----	ケーブルケーブル配線
----	OA707内 300mm配線
----	配管突出し
HA	1種金属線び MHI-A
3. 防火区画貫通部の施工は、国土交通大臣認定による施工とする事 (図番: E-1101・1102 図参照)	

防火区画A ← ⊕ → 防火区画B 防火区画B ← ⊕ → 防火区画C

年月日	2024年度	図番	602	工事名	きらら交流館再整備事業 (電気設備工事)	図番	E
承認	設計	図番	602	図名	1階 構内交換・構内情報・テレビ 共設設備 配線図	SCALE	1:150



防火区画A ← ⊕ → 防火区画B 防火区画B ← ⊕ → 防火区画C

年月日 2024年度	設計書	工事名 きらら交流館再整備事業（電気設備工事）	図面名 2階 構内交換・構内情報・IT・共通設備 配線図	図面番号 SCALE 1:150	図面番号 603
	承認				

工事名称 きらら交流館再整備事業（建築主体・機械設備工事）

工事場所 山陽小野田市大字小野田584番地9他 地内

工事費内訳

1

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				CM コメント
建築工事	1	式	600,410,564	CK 直接工事費
機械設備工事	1	式	270,759,273	CK 直接工事費
計			871,169,837	CKK 直接工事費計
共通費				CM コメント
共通仮設費	1	式	47,635,847	KK 共通仮設費
現場管理費	1	式	81,698,465	KG 現場管理費
一般管理費等	1	式	99,495,851	KI 一般管理費等
計			228,830,163	KS 共通費計
				CM コメント
工事価格	1	式	1,100,000,000	KKK 工事価格
消費税等相当額	1	式	110,000,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	1,210,000,000	KH 工事費

エントランス増築				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接仮設	1	式	4,797,447	001
土工	1	式	2,944,890	002
地業	1	式	19,948,190	003
鉄筋	1	式	2,292,420	004
コンクリート	1	式	3,619,141	005
型枠	1	式	1,583,118	006
鉄骨	1	式	65,725,205	007
防水	1	式	647,000	009
タイル	1	式	847,360	011
屋根及びとい	1	式	5,867,112	013
金属	1	式	12,140,970	014
左官	1	式	824,429	015
建具	1	式	2,243,752	016
塗装	1	式	1,719,150	018
内外装	1	式	21,062,300	019
発生材処理	1	式	1,502,961	009
計			147,765,445	

交流館				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
衛生器具設備	1	式	11,741,260	005
給水設備	1	式	13,304,920	006
排水設備	1	式	4,769,010	007
給湯設備	1	式	5,978,540	008
消火設備	1	式	1,218,200	009
ガス設備	1	式	1,126,560	010
熱源循環設備	1	式	31,896,820	WP
ろ過循環設備	1	式	99,797,070	WP
浄化槽設備	1	式	8,640,000	013
空気調和設備	1	式	55,247,700	001
換気設備	1	式	19,331,463	002
撤去工事	1	式	16,090,530	014
発生材処理	1	式	1,617,200	015
計			270,759,273	

工事名称 きらら交流館再整備事業（電気設備工事）

工事場所 山陽小野田市 大字小野田584番地9他 地内

きらら交流館				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
電灯設備	1	式	77,486,528	001
動力設備	1	式	18,123,582	002
受変電設備	1	式	47,648,360	006
発電設備	1	式	19,634,190	008
構内情報通信網設備	1	式	738,760	009
構内交換設備	1	式	4,144,470	010
映像・音響設備	1	式	4,301,545	012
拡声設備	1	式	9,865,056	013
誘導支援設備	1	式	943,269	014
テレビ共同受信設備	1	式	1,739,908	015
監視カメラ設備	1	式	5,094,740	016
防犯・入退室管理設備	1	式	779,570	018
火災報知設備	1	式	5,359,695	019
構内配電線路	1	式	4,268,950	022
構内通信線路	1	式	1,022,640	023
発生材処理	1	式	181,939	021
計			201,333,202	